



第8期 第5回 東京地方労働審議会

平成29年3月21日(火)
13時30分～

於:東京労働局 11階
共用会議室1-1・1-2



目次

- 1 雇用環境・均等担当部署……………(1～ 8頁)
- 2 労働基準担当部署……………(9～17頁)
- 3 職業安定担当部署……………(18～31頁)
- 4 需給調整事業担当部署……………(32～33頁)
- 5 労働保険徴収担当部署……………(34頁)

1 「働き方改革」推進の取組

「働き方改革」推進の取組方針・状況

(1) 基本的方針

- ・ 企業の自主的な働き方の見直し(仕事と生活の調和と地域における雇用の質を重視した職場づくり)の推進
- ・ 働き方の見直しに向けた、地域全体における気運の醸成

(2) 具体的取組

- ア 労使団体への要請
- イ 企業トップへの働きかけ
地域・業界のリーディングカンパニー、人手不足業種で改善に意欲がある等の企業に働きかける。
- ウ 地方公共団体との連携
地域全体における気運の醸成をはかり、ワーク・ライフ・バランスの実現のための連携した取組を行う。

◇取組状況

- ア 労使団体への要請
 - ・ 局長等による主要労使団体への「働き方改革」・「夏の生活スタイル変革(ゆう活)」に係る要請書の手交
 - ・ 各種団体(120団体)へ「働き方改革」, 「夏の生活スタイル変革(ゆう活)」, 夏期・秋期・年末年始の年次有給休暇取得促進+1休暇キャンペーンの要請、協力依頼
- イ 企業トップ等への働きかけ
 - ・ 労働局長、雇用環境・均等部長が7社を訪問し、働き方改革等の一層の取組を要請(ヒューリック株式会社、昭和電工株式会社、協和発酵キリン株式会社、花王株式会社、味の素株式会社、オエノンホールディングス株式会社、有限会社すこやか)
 - ・ 働き方・休み方改善コンサルタントによるワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方改革に関するコンサルティングを370件以上実施
- ウ 地方公共団体との連携
 - ・ 東京都雇用対策協定に基づく事業計画に、「働き方改革」に関する項目を盛り込み、東京都との連携を強化
 - ・ 労働局と東京都との共同相談窓口の運営



平成29年度の取組

1 労使団体への要請

- ・ 各種団体への「働き方改革」、年次有給休暇取得促進の要請、協力依頼を引き続き行う。

2 企業トップ等への働きかけ及び事例紹介

- ・ 局長等による企業訪問を引き続き定期的実施する。
- ・ 「働き方改革」の先進的な取組みをすすめる企業へ、厚生労働省「働き方・休み方改善ポータルサイト」及び東京労働局ホームページ等への取組内容の掲載を引き続き勧奨し、事例を紹介する。
- ・ 働き方・休み方改善コンサルタントによるワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方改革に関するコンサルティングを引き続き実施する。

3 地方公共団体との連携

- ・ 相談窓口における事業主向け支援サービス(働き方・休み方改善に関する相談、個別訪問依頼の受付)を引き続き実施する。

働き方改革推進本部における企業訪問

平成28年度下半期企業訪問

協和発酵キリン株式会社



花王株式会社



オエノンホールディングス株式会社

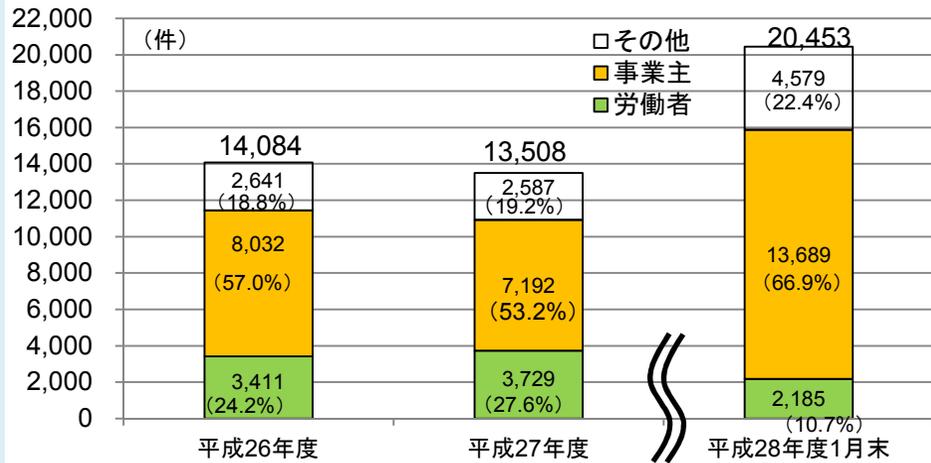


有限会社すこやか



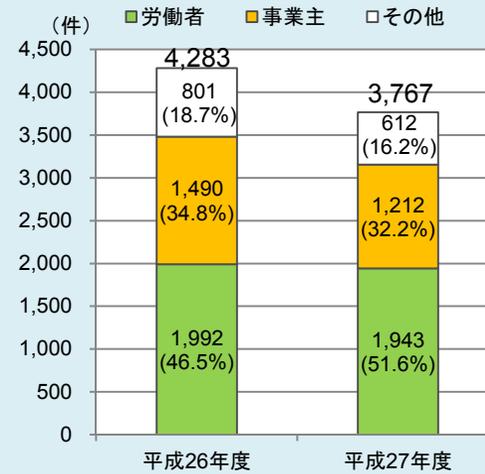
2 雇用均等分野における重点施策の進捗状況

相談・指導の状況

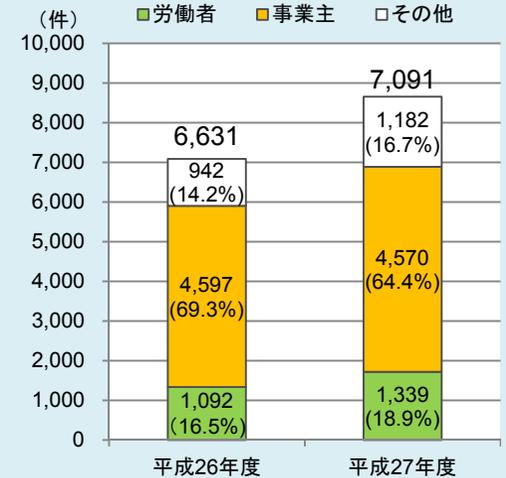


注)相談件数については、平成27年度以前と平成28年度で計上方法が異なるため単純比較はできない

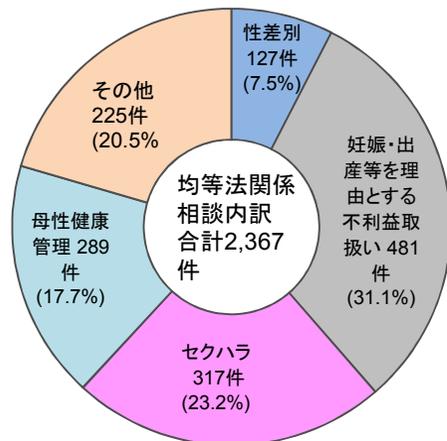
相談者の属性別相談件数(均等)



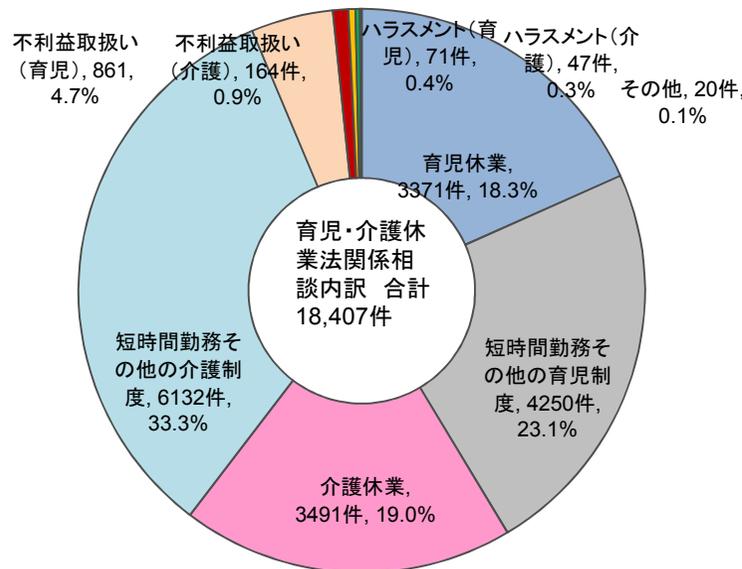
相談者の属性別相談件数(育介)



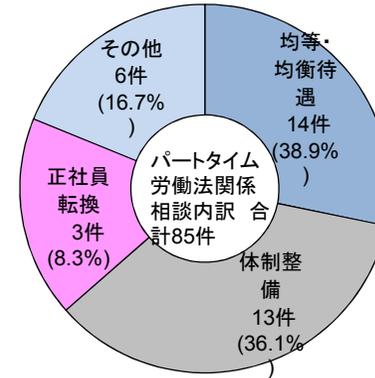
平成28年度
相談内容の内訳(均等)



平成28年度
相談内容の内訳(育介)



平成28年度
相談内容の内訳(パート)



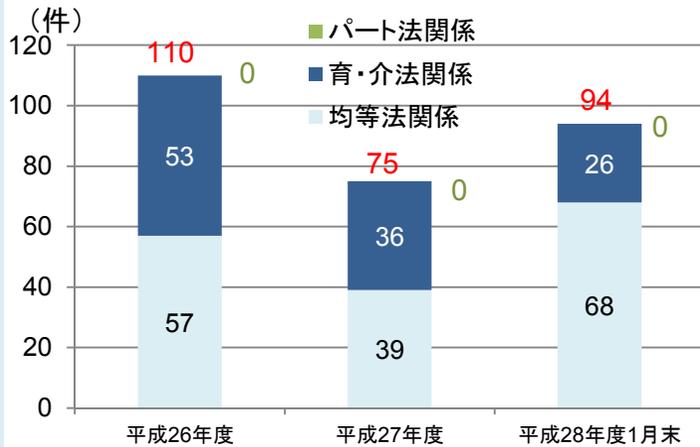
指導等件数の推移

	(件)	
	27年度	28年度1月末
男女雇用機会均等	283	38
育児・介護休業	340	176
パートタイム労働	697	105

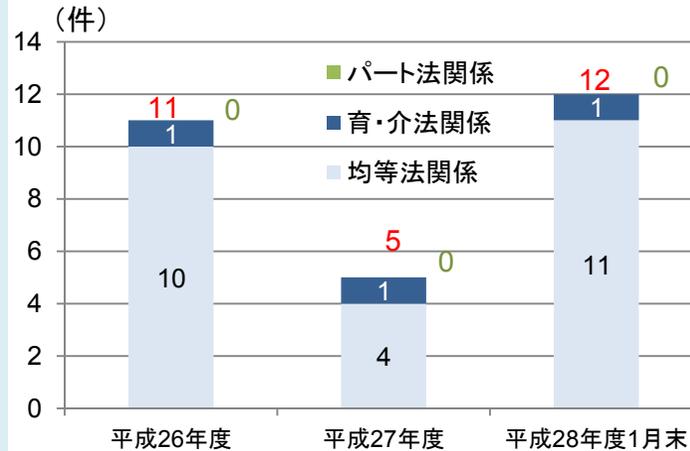
平成29年1月末現在

紛争解決援助申立状況

紛争解決援助申立件数

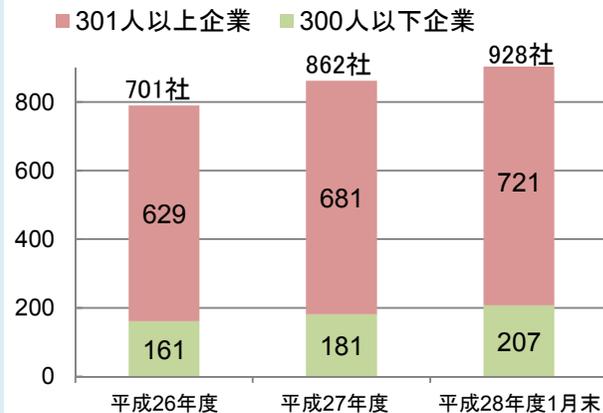


調停申請受理件数



次世代育成支援対策推進法関係

企業規模別認定企業数(くるみん)



一般事業主行動計画届出率
96.1%
(1月末)

プラチナくるみん認定 49社
(1月末)

女性活躍推進法関係

一般事業主行動計画策定届出企業数

(1月31日現在)

	301人以上企業			300人以下企業
	① 企業数	② 行動計画届出企業数	③ 届出率 (②/①)	行動計画届出企業数
全国	15,791社	15,771社	99.9%	2,276社
東京	4,631社	4,629社	100.0%	606社

女性活躍推進法に係る認定企業(えるぼし認定)

(1月31日現在)

全国	うち東京
249社 (うち300人以下企業16社)	110社 (うち300人以下企業5社)

(認定)
1段階: 0社
2段階: 39社
3段階: 71社

Point!
 >> 全国えるぼし認定企業は249社
 >> うち東京局の認定企業は110社(44.2%)

3 均等法・育介法改正(H29.1～)の周知に関する取組

- 全国マタハラ未然防止キャラバン
 - ・ 日本教育会館一ツ橋ホール（定員800人）にて11月中3回実施
- 東京局独自開催セミナー
 - ・ 全国キャラバンと同一内容で説明会を実施
 - ・ 九段第三合同庁舎11階共用第1会議室において12回実施（のべ1,870名参加）
- 個別相談会
 - ・ 規定整備やマタハラ防止措置に関する相談を希望する企業に対して1企業当たり1時間の時間を設け、個別相談会を実施。10月、11月中は84コマ実施。
- その他
 - ・ 東京都、労働基準協会等関係団体が主催する講習会等において15回説明（仕事と介護の両立推進シンポジウム、ライフ・ワーク・バランスフェスタ東京2017等）



【平成28年度組織目標】

- ◆企業対象説明会の実施件数:30回以上
⇒(1月末現在)33回(説明会15、相談会18)
- ◆えるぼし申請件数:150件
⇒(1月末現在)262件
- ◆くるみん認定企業数:46社以上
⇒(1月末現在)118社



平成29年度の取組

- ◆妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント対策の推進等、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の確実な履行確保
- ◆次世代育成支援対策推進法に基づく取組の促進

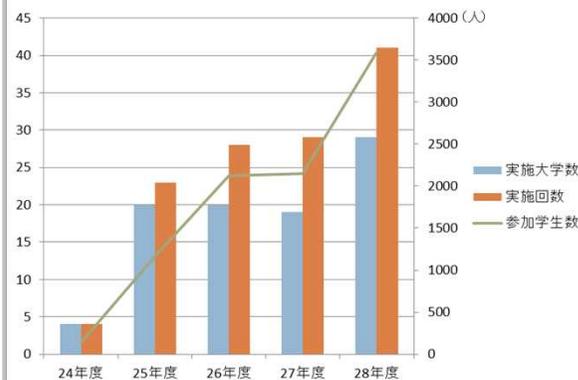
4 労働法制セミナーに関する取組

東京局における労働法制セミナーの開催実績

平成28年度
開催回数

41回（29大学）

労働法制セミナー開催状況（年度比較）



平成28年度
実施大学は前
年の1.5倍に
達し、学生は
67%増の
3,592人に参
加していただ
きました。

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
実施大学数	4	20	20	19	29
実施回数	4	23	28	29	41
参加学生数	142	1,166	2,120	2,150	3,592

取材・報道

※平成28年7月5日：日本大学文理学部

NHK『首都圏ネットワーク』 平成28年7月5日（火）放送



ナレーション

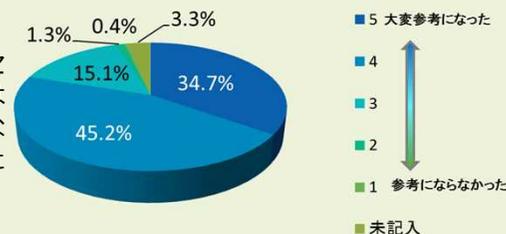
世田谷区の大学で開かれた勉強会では、講師をつとめる東京労働局の職員が、最低賃金や労働条件提示義務など法律で決められた基本的なルールを伝えました。

受講者アンケート

法律を専門的に学んでいない学生にも分かりやすく、役に立つ講座となるよう工夫しています。

【設問】

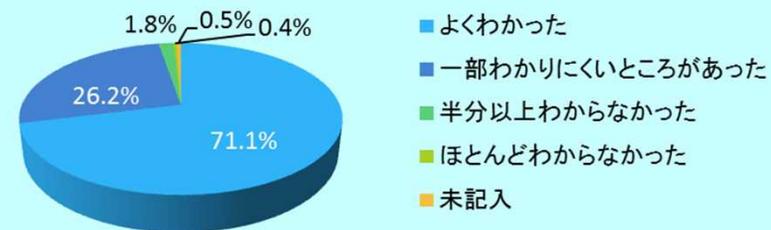
本日のセミナーは参考になりましたか？



8割の学生が参考になったと回答しています

【設問】

講師の説明はよくわかりましたか？



残業のことやセクハラのことなど、目をつぶりたくなる事柄にも触れていただけて良かったです。法律は難しいですが、東京労働局をはじめ、様々なところに窓口があり、自分の味方になってくれるところがあるのは、新社会人になるにあたってとても心強いです。

こういった法律などほとんど知らずにいると、自分に不利益なことばかりが起きてしまっていて大変だと思った。よく労働条件を調べることや、困ったときは誰かに相談したり専門機関を利用することが必要だと思った。

有給休暇がバイトの私でも取れることを知らなかったのでもとても驚きました。バイトだし、言いにくいな、しょうがないかな、と諦めていたことの詳細を知ることができて良かったです。今後バイトを選ぶ際にも参考にしたいです。

平成29年度の取組

前年度実績を上回る回数を実施する

5 労働条件の確保・改善対策 ①

○学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組

多くの新入学生がアルバイトを始める4月1日から、夏休み前の7月31日までの間を周知・啓発期間とした「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施。

キャンペーン期間中の取組

- ・ 局署の総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置
- ・ 大学での出張労働相談会を実施（7大学）
- ・ 労働法制セミナーの実施に併せてアルバイトを行う際の留意点を説明（17大学。前頁再掲）



【若者相談コーナーの開設】

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャラクター
「たしかめたん」

キャンペーン期間中以外の取組

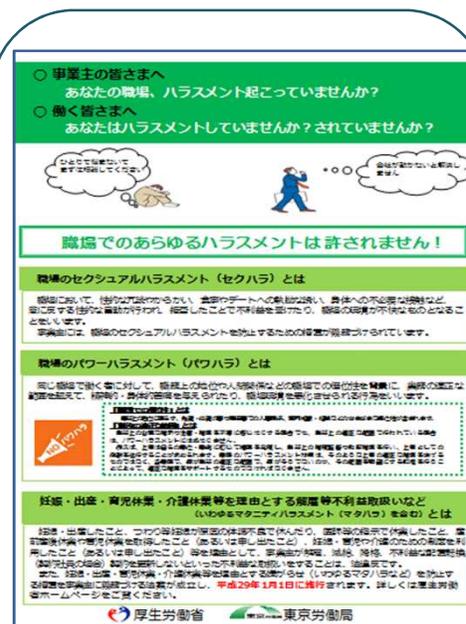
- ・ 大学関係者（労務担当、学生担当）が参集する自主的な組織（2組織）に出席し、取組の周知、協力依頼を実施。

平成29年度の取組

大学関係者で組織する団体等に対する周知、協力依頼を通じ、周知・啓発を行う。

○職場のパワーハラスメントの予防対策

各種リーフレット等を活用し、予防・解決に関する周知を実施。



- ・ パワーハラスメントの概要等を記載したリーフレットを作成し、労働基準部と連携の上、全国労働衛生週間 やストレスチェック制度の説明会等で配布。

平成29年度の取組

引き続き、セミナー等あらゆる機会を通じて、周知・啓発を行うこととするが、取組に当たっては、可能な限り局内の他部と連携し、行うこととする。



- ・ 労働基準部と連携し、「産業保健フォーラムIN TOKYO 2016」（平成28年10月開催）の会場内に「パワーハラスメント相談ブース」を開設し、来場者に取組を周知。



- ※ パワーハラスメント対策導入マニュアル等がダウンロードできるサイトも、併せて周知。

労働条件の確保・改善対策 ②

○労働契約法(無期転換ルール)の周知

(1) 周知に関する取組

- ① 無期転換ルールの本格的な運用が見込まれる平成30年まで残り2年を切ったことから、各種セミナーでの説明の他、資料配布ブース・相談コーナーの開設等、あらゆる機会を通じた周知啓発を実施。



【写真1:セミナー】



【写真2:資料配布ブース】



【写真3:個別相談会】

・【写真1】

労働基準協会、ハローワーク、東京都、事業主団体主催の各種セミナー・会議に出張し、参加者への周知を行う。(※写真は、東京都主催のセミナーで説明。)

・【写真2】

各種セミナーで資料配布ブースの開設。

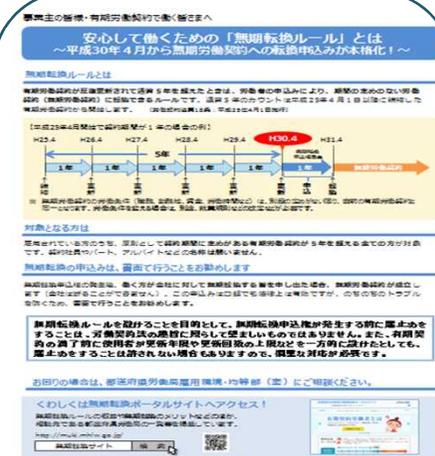
・【写真3】

各種セミナー終了時、主催者と連携し、無期転換ルール相談会を開設。(※写真は本省主催セミナーで開設。)

- ② 左記①の取組の際には、無期転換ルールハンドブックを使用し、また、無期転換ルールを避けることを目的とした「雇止め」については、判例で確立した「雇止め法理」(労働契約法第19条)に照らし、慎重な対応が求められることを説明。



【無期転換ルール・ハンドブック】



【「雇止め」時の対応についての留意点を記載したリーフレット】

(2) 特例措置に関する取組

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」により、定年後引き続き雇用される有期労働契約の労働者(定年後の再雇用)等については、特例措置(労働局長の認定)を受けることが可能であるが、申請がなされた場合には、適切に審査し、対応。

【参考:特例申請件数】 平成27年度 : 908件
平成28年度 : 994件(H29.1末日現在)

平成29年度の取組

引き続き、局内の各部との連携、関係団体に対する依頼等に努め、資料配布、説明時間枠を確保し、周知・啓発を行う。

6 「個別労働紛争解決制度」の施行状況(平成28年)

平成28年

【相談、助言・指導、あっせん件数】

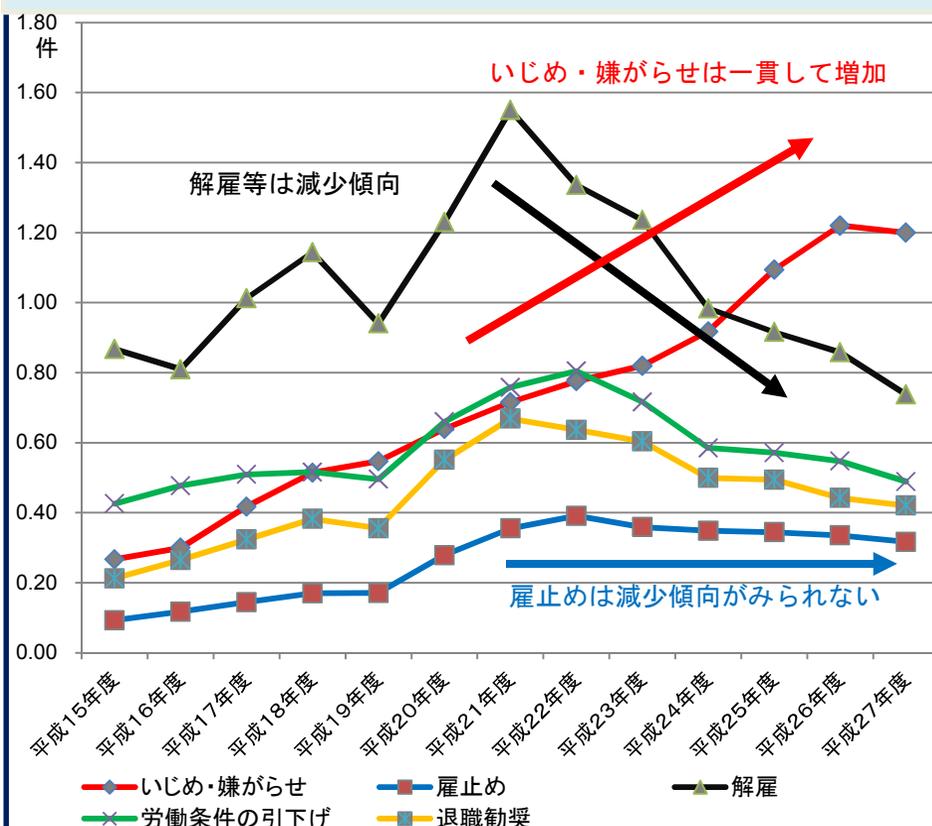
○総合労働相談件数	127,321件(前年同期比9.8%増)	
うち民事上の個別労働紛争相談件数	27,627件(同)	7.9%増
○労働局長による助言・指導の申出受付件数	715件(同)	13.9%増
○紛争調整委員会によるあっせん申請受理件数	1,099件(同)	6.1%増

【平成28年の特徴】

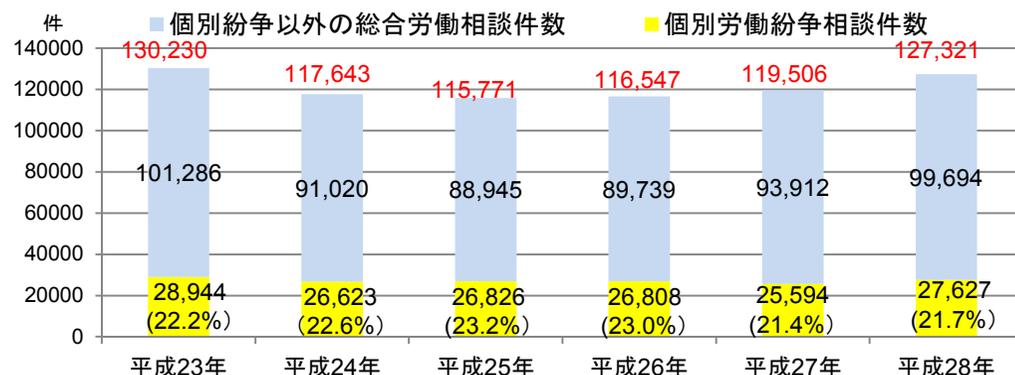
○総合労働相談件数は約10%、民事上の相談件数は約8%増加している。民事上の相談のうち、もっとも多い内容は、いじめ・嫌がらせである。

○あっせん申請の増加率は約6%、労働局長の助言・指導の申出の増加率は約14%と助言・指導の方が増加率が高い。これは、相談件数の増加に伴い、勤続中の雇用管理改善等を申出内容の中心とする助言・指導の申出が、雇用終了型の金銭和解を中心とするあっせん申請の増加傾向を上回っていることが背景にある可能性がある。

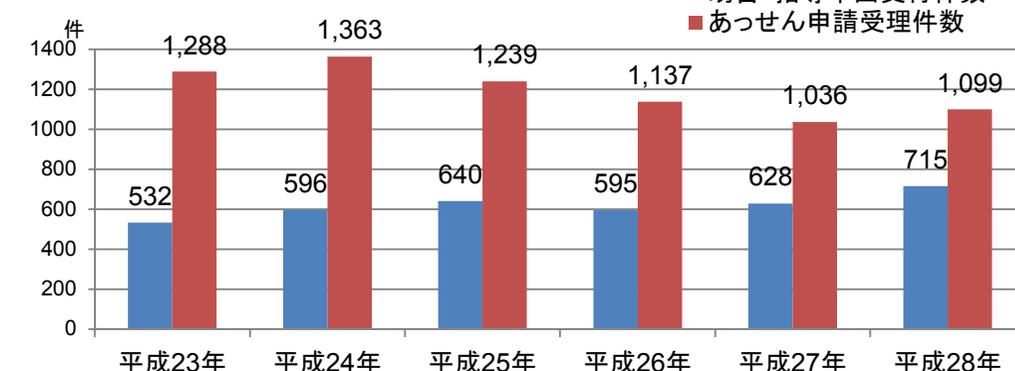
27年度までの主要な相談事項の動向(雇用者1,000人当たりの件数)



相談件数の推移



助言・指導及びあっせん件数の推移



1 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底を始めとした労働条件の確保対策の推進

(1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る監督指導等

長時間にわたる時間外労働の実効ある抑制を図り、過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月あたり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、重点的な監督指導を実施。

①1か月当たり100時間を超えていると考えられる事業場に対する監督の実施状況(1月末時点)

実績	違反率
1,156件	76.4%

②1か月当たり80時間を超え100時間以下と考えられる事業場に対する監督の実施状況(1月末時点)

実績	違反率
478件	56.5%

③長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督の実施状況(1月末時点)

実績	違反率
121件	77.7%

(2) 特定分野における労働条件確保の推進

①外国人労働者・技能実習生、②自動車運転者、③介護労働者、④派遣労働者、⑤障害者、⑥医療機関の労働者、⑦パートタイム労働者・アルバイト非正規労働者、⑧請負契約で就労する労働者、⑨出稼労働者、⑩家内労働者について、それぞれに特有の問題に着目し、監督指導の実施等を通じて、法令の遵守の徹底を図る。

平成29年度の取組

1 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る監督指導等

『『過労死ゼロ』緊急対策』及び「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づき、過重労働が行われているおそれがある事業場に対して、適正な労働時間管理、長時間労働を行わせた場合における面接指導の実施等を含む健康管理に対する窓口指導、監督指導等を徹底する。

- 時間外・休日労働が1か月80時間を超えていると考えられる事業場や過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して、引き続き重点的な監督指導を実施する。
監督指導の結果、社会的に影響力が大きい企業(支店等を含む。)が、違法な長時間労働等を繰り返しているような場合には、本社管轄署長による全社的な是正指導を実施する。また、当該違法な長時間労働等の程度がより重大な場合あるいは本社管轄署長の是正指導に従わない場合には、局長による是正指導を実施するとともに企業名等を公表する。
- 新たに定められた「労働時間適正把握ガイドライン」の周知及びこれに基づく指導を実施する。
- 適正な時間外労働協定の締結などの労働時間管理の適正化に関することや、長時間労働を行わせた場合における面接指導の実施等を含む健康管理に関することなどについて窓口指導を徹底する。
- 11月に過重労働解消キャンペーン(仮称)を行い、積極的な周知・啓発を行う。

(予定している取組)

- ① 全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)の実施
- ② 使用者団体等への協力要請の実施
- ③ 周知・啓発の実施
- ④ 重点監督の実施

(3) 労働基準機関に対する申告・相談等への迅速・的確な対応 ア 申告・相談への対応

労働局及び監督署の相談窓口において、申告・相談者が置かれた状況に配慮して懇切・丁寧に対応するとともに、賃金不払や解雇などの事案については、優先的に監督指導などを実施。

長時間労働、賃金不払残業などに関する投書等の情報については、その内容や状況を踏まえた上での確に対応。

申告受理件数(28.4月～29.1月):3,395件 前年同期3,523件
(前年度同期比3.6%減)

相談件数(28.4月～29.1月):210,668件 前年同期215,889件
(前年度同期比2.4%減) (労働基準部・各署(支署)受付分)

イ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用

企業倒産により賃金の支払を受けられない労働者の速やかな救済を図るため、不正受給防止にも留意しつつ、未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運用。

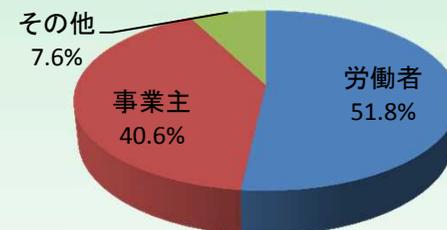
未払賃金立替払認定申請件数(28.4月～29.1月):212件
前年同期220件 (前年度同期比3.6%減)

平成29年度の実績

- 賃金不払等の申告事案について優先的に監督指導を実施し、適切に対応していく。
- 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用を図る。

相談の内訳(平成28年4月～平成29年1月)

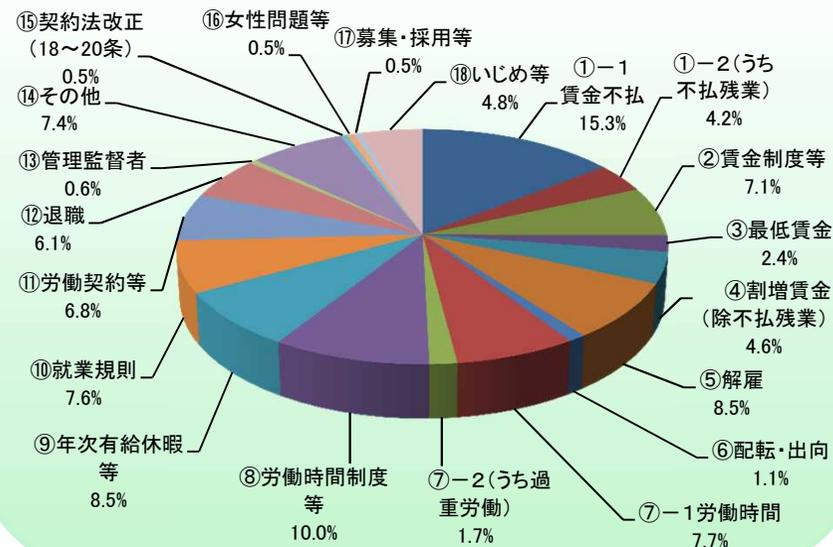
相談者労使の別



相談方法



相談内容



労働基準法違反で書類送検した事例

過重労働撲滅に向けて、厚生労働省ではこれまでも長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策に取り組んできており、平成26年9月には、厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減対策推進本部」が設置され、省をあげて、これらの対策の強化に取り組んでいる。

当局においても、過重労働等の撲滅に向けた対策推進のため、著しい過重労働により労働基準法違反が認められるなど重大又は悪質な事案に対しては、厳正に司法処分を行うこととしている。

事例1

違法な長時間労働と割増賃金不払の労働基準法違反で書類送検

渋谷労働基準監督署は、平成28年12月2日、パンの製造を行う労働者に対し違法な長時間労働を行わせ、割増賃金を支払っていなかったとして、パン・洋菓子店を経営する会社及び同社代表取締役を、労働基準法違反の容疑で東京地方検察庁に書類送検した。

〈事件の概要〉

労働者5名に対し、36協定で定める時間外労働の限度を超えて、1か月当たり67時間から108時間の時間外労働を行わせたにもかかわらず、割増賃金を一部しか支払っていなかったもの。

同社は、長時間労働や割増賃金不払について、全社的に是正するよう勧告指導を受けていたにもかかわらず、その是正をしなかったもの。

事例2

違法な長時間労働を行わせた会社を労働基準法違反で書類送検

東京労働局は、平成28年12月28日、広告、広報に関する企画及び製作等を行う会社ほか1名を、違法な時間外労働を行わせていた労働基準法違反の容疑で東京地方検察庁に書類送検した。

〈事件の概要〉

労働者2名に対し、36協定で定める時間外労働の限度時間を超えて、1か月当たり最長で107時間44分の時間外労働を行わせ、1日の限度時間を超えて最多で13回にわたり時間外労働を行わせていたもの。

2 第12次東京労働局労働災害防止計画の着実な推進等、労働者が健康で安全に働くことができる職場づくりの推進

○ 第12次東京労働局労働災害防止計画（平成25年～29年）の目標

【基本目標】 ○ 死亡災害：53人を下回ること（平成24年比で37%の減少）

○ 休業4日以上の死傷災害：8,000人を下回ること（同18%の減少）

【小目標】 ○ 建設業における死亡災害：20人を下回ること（同27%の減少）

○ 行動災害による死傷災害：死傷災害全体に占める割合の減少

○ 第三次産業における取組：小売業、飲食店、社会福祉施設及びビルメンテナンス業のすべての

事業場における経営トップによる安全衛生方針の表明

○ 平成28年度の最重点対策

- ・ 建設業における墜落・転落災害防止対策
- ・ 小売業・飲食店・社会福祉施設における転倒災害防止対策

○ 労働災害発生状況と第12次東京労働局労働災害防止計画の進捗状況（平成29年1月末日時点の速報値）

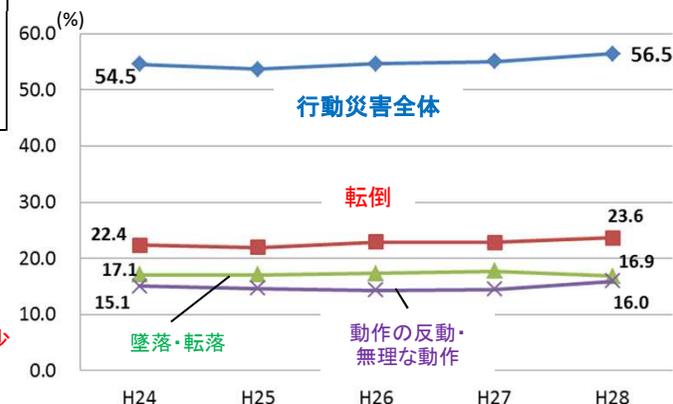
○ 死亡災害

- ・ 平成28年は56人（3.7%増加）
うち建設業は25人と全体の45%を占める
- ・ 平成24年比では25.3%減少
うち建設業は3.8%減少

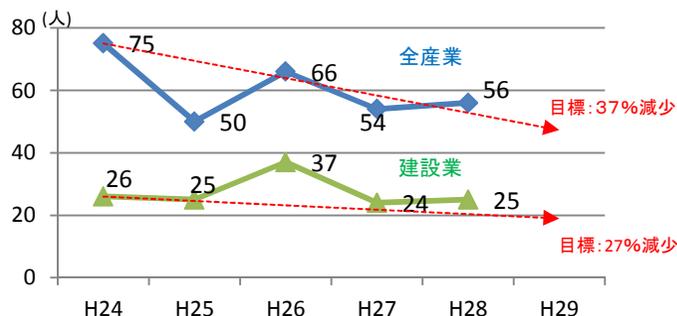
○ 休業4日以上の死傷災害

- ・ 平成28年は8,833人（2.0%増加）
うち第三次産業は5,344人と全体の60%を占める
- ・ 平成24年比では3.7%減少
うち第三次産業は0.2%減少

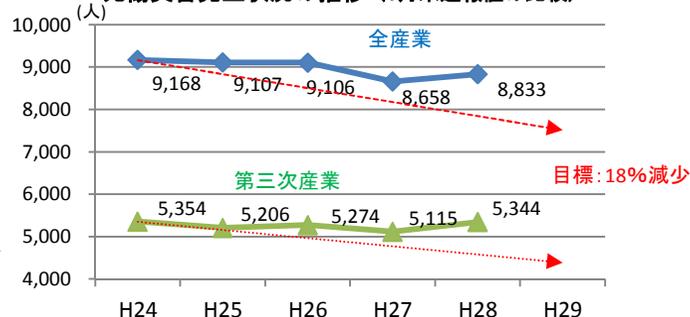
○ 行動災害による死傷災害：2.0ポイント増加



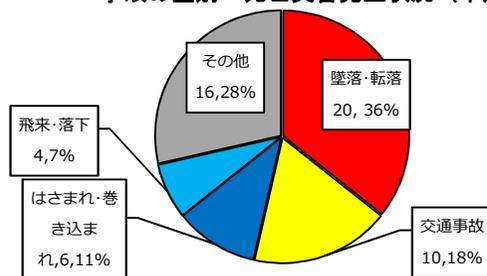
死亡災害発生状況の推移（1月末日速報値の比較）



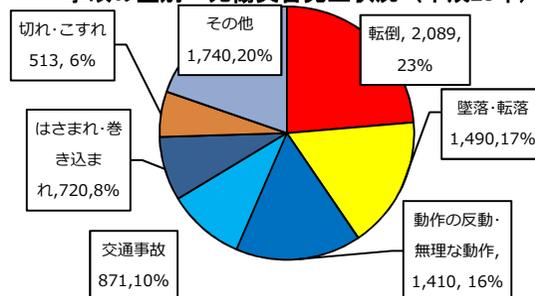
死傷災害発生状況の推移（1月末日速報値の比較）



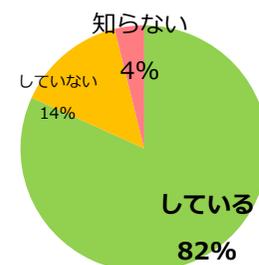
事故の型別・死亡災害発生状況（平成28年）



事故の型別・死傷災害発生状況（平成28年）



○ 安全衛生方針の表明：82%の事業場で表明



平成27年度 安全衛生活動自主点検結果

平成29年度の取組

〇 建設業における労働災害防止対策

【課題】

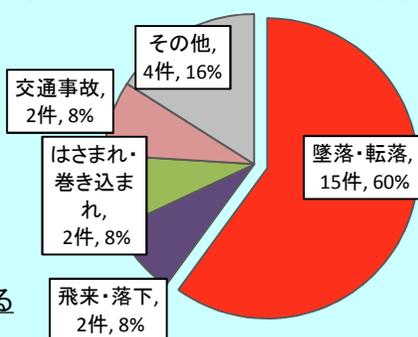
- 建設業の死亡災害は全体の45%を占め、第12次防期間中の災害減少率はごくわずか
- 死亡災害のうち「墜落・転落」によるものは全体の60.0%を占め、15人と前年同期比5人(50.0%)増加

(墜落・転落による災害事例)

- 木造建築工事において安全帯を使用せずに母屋で作業中に墜落したもの(大工)
- 安全帯を使用せずに足場の解体作業中に、墜落したもの(とび工)
- はしごを用いて配線作業中に、はしごが転位し、墜落したもの(電気工)

⇒ 「墜落・転落」による死亡災害の中には、安全帯の未使用など、基本的な安全対策が徹底されていないものが見受けられる

事故の型別・死亡災害発生状況(建設業)



【平成29年度における具体的取組】

・ 墜落・転落災害防止対策

足場からの墜落・転落を防止するため、注文者及び事業者による足場の点検の実施、足場の組立て・解体作業時における安全帯の使用について指導を行う

はしご等からの墜落・転落を防止するため、はしご等の適正な選定及び使用方法について、指導を行う

・ 各段階に応じた安全衛生教育の実施

建設需要が増加する中、技能労働者及び現場管理職員の不足が顕在化しており、今後、新規入職者や新たに職長に就く者の増加が見込まれることから、雇入れ時教育や新たに職長教育の確実な実施について指導を行う

〇 第三次産業における労働災害防止対策

【課題及び全国的な災害動向を踏まえた新たな取り組み】

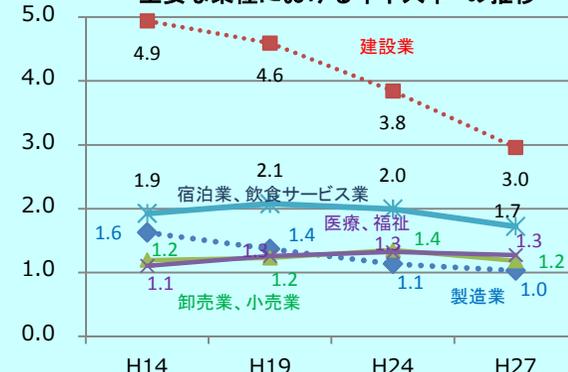
- 第三次産業の死傷災害は全体の60%を占め、第12次防期間中に災害が減少傾向にない
- 年千人率で比較しても、第三次産業の労働災害は増加傾向又は横ばい
- 業種別では、死傷災害の多い順に、小売業、飲食店、社会福祉施設、ビルメンテナンス業となっており、平成28年はいずれの業種も増加

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」について

全国的に労働災害発生件数の多い、小売業、飲食店及び社会福祉施設の本社主導で、全店舗・施設での全社的な安全衛生水準の向上を図り、これら業種における労働災害の減少を目的とする運動

厚生労働省及び中央労働災害防止協会の主唱により、本年1月に初めて実施された

主要な業種における年千人率*の推移



* 年千人率とは、労働者1,000人当たり1年間で発生した死傷災害の割合を示すもの

【平成29年度における具体的取組】

・ 小売業、飲食店及び社会福祉施設対策

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開し、①企業全体の労働災害発生状況の把握・分析、②経営トップによる安全衛生方針の表明、③安全推進者の選任、④店舗等で行う安全衛生活動の支援など、企業本社が主導する全社的な労働災害防止に係る取組の促進を図る

・ 業界団体を通じた周知啓発による自主的な安全衛生活動の推進(第三次産業全体)

業界団体と連携した効果的な周知啓発を行い、「経営トップによる安全衛生方針の表明」、「STOP! 転倒災害プロジェクト」を始めとした事業場における自主的な安全衛生活動の促進を図る

3 職場におけるメンタルヘルス対策と化学物質による健康障害防止対策の推進

(1) ストレスチェック制度の周知と実施方法の指導

- ・ ストレスチェック制度の周知を引き続き実施するとともに、実施マニュアル、Q&A等により具体的な実施方法について指導。

(2) 化学物質のリスクアセスメントの周知と実施方法の指導

- ・ 化学物質のリスクアセスメントの義務化の周知を引き続き実施するとともに、本省のパンフレット等により具体的な実施方法について指導。

平成29年度の取組

職場におけるメンタルヘルス対策と職業性疾病対策の推進

1 「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進

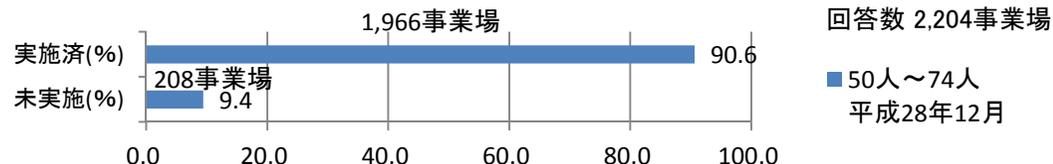
- ・ 精神障害等に係る労災支給決定があった事業場等に対し、パワーハラスメント対策の啓発指導を含むメンタルヘルス対策の指導等を実施。
- ・ ストレスチェック制度実施の徹底を図るため、実施報告の提出状況等から管内の実情を把握しつつ、労働者50人以上の事業場に対し重点的な指導等を実施。

2 業務上疾病の発生状況を踏まえた腰痛予防対策の推進

- ・ 災害性腰痛が多く発生している社会福祉施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点に、「職場における腰痛予防対策指針」に基づく指導等を実施。

○ メンタルヘルス対策調査結果

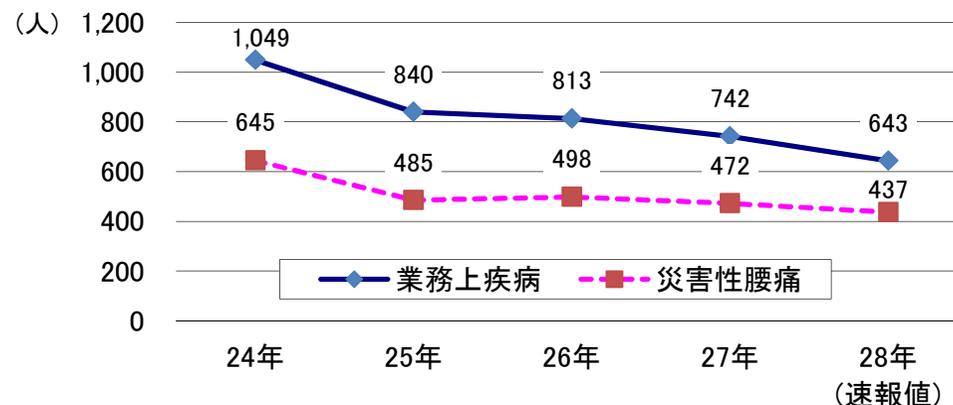
「ストレスチェックを実施しましたか」の質問に、「はい」と回答した事業場について



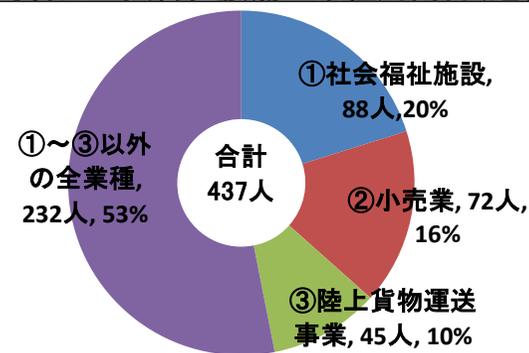
○ ストレスチェック実施結果報告書の提出状況(速報値)

提出事業場数 13,491 (3/3現在)

○ 業務上疾病の発生状況の推移



○ 平成28年当局管内の災害性腰痛の業種別割合(速報値)



4 最低賃金制度、家内労働制度の適切な運営

(1) 東京都最低賃金(平成28年度改正)

- ① 時間額 932円(25円、2.76%の引上げ)
- ② 発効日 平成28年10月1日
- ③ 特定(産業別)最低賃金は今年度改正がなく、すべての業種に東京都最低賃金が適用

(2) 改正最低賃金の周知・履行確保

- ① 東京都最低賃金 周知・履行確保キャンペーンの実施
- ② H28年度 東京都、各区市町村(63) **全広報誌掲載**

(3) 中小企業・小規模事業者への支援制度の周知

(4) 東京都革靴製造業最低工賃の改正審議

4月下旬発効予定

最低賃金履行確保重点監督実施結果
(平成29年1月末暫定値)

- 1 違反率 19.4%
- 2 最低賃金制度を知っている事業場の割合
全体 98.4%
違反事業場 77.2%
- 3 最低賃金額を知っている事業場の割合
全体 77.2%
違反事業場 40.2%
- 4 最低賃金未満理由
適用される最低賃金額を知らなかった 52.9%
最低賃金額は知っていたが改定をしていなかった 18.4%

平成29年度の取組

- 1 東京都最低賃金、特定(産業別)最低賃金の円滑な審議
- 2 改正最低賃金の周知広報の効果的な実施
- 3 中小企業・小規模事業者への支援制度の周知
- 4 改正された東京都革靴製造業最低工賃の周知徹底と東京都婦人既製洋服製造業最低工賃の改正の円滑な審議

東京都最低賃金 周知・履行確保キャンペーン

～東京都内の最低賃金額を知らない人を「ゼロ」に～

1st Stage in TAMA (1/23-1/29) ⇨ 2nd Stage All Tokyo (3/1-3/7)

様々な広報媒体を駆使して影響率の高い多摩地区から都心・城東に広報展開

<1st Stage & 2nd Stage 共通実施事項>

- ・最低賃金重点監督 18署(支署)で、監督を実施。
- ・東京労働局オリジナルポスター&リーフレットを作成。1500団体、機関に配布。
(地方自治体推薦の公式キャラクター、いわゆる「ゆるキャラ」を活用) 別添参照
- ・雇用環境・均等部と連携し、東京都最低賃金総合相談支援センターを活用した出張相談会を開催(1/24中央署 1/25町田支署 1/26青梅協会 3/1三鷹協会 3/6足立荒川協会)
- ・最賃引上げに伴う中小企業支援策として、業務改善助成金をPR(雇用環境・均等部と連携)

<1st Stage (1/23～1/29) 実施事項> - 影響率の高い多摩地区を対象 -

- ・「キャンペーン」、「最賃重点監督」及び「ゴミ拾い駅伝参加」についてプレスリリース(1/18)
- ・路線バス車内にポスターを掲出(西東京バス、立川バス)
- ・立川駅前ペDESTリアンデッキ大型モニター「伊勢丹立川ビジョン」にて音声入り画像放映
- ・八王子駅前ペDESTリアンデッキ大型モニター「八王子シティビジョン」にて音声入り画像放映
- ・監督指導及び出張相談会をNHKが取材(1/25全国版「シブ5時ニュース」にてTV放映)

最低賃金周知広報×ゴミ拾い駅伝 ～地域の社会貢献活動と連携した周知～

主催 三井住友海上火災保険(株) 後援 千代田区・千代田区社会福祉協議会

2月5日に千代田区で開催された「ゴミ拾い駅伝」に参加し、東京都最低賃金の周知広報を行うとともに社会貢献活動を実施。賃金課職員がランナーとして出場し、トップのタイムでゴールインしました(総合10位)。

<2nd Stage (3/1～3/7) 実施事項>

- 多摩地区から都内全域へ 都心・城東に展開 -

- ・「最低賃金重点監督暫定結果」及び「2nd Stage実施」についてプレスリリース
- ・多摩都市モルルール車内にポスターを掲出 車両総数60台
- ・路線バス車内にポスターを掲出(小田急、京急、東武、京成、西武、都営バス) 車両総数720台
- ・ラッピング都営バスを2台走行(北区・足立区・荒川区・江東区・江戸川区) ※3/1～3/31
千住営業所及び江戸川営業所所属のバス車体を活用して最低賃金を周知
- ・都心JR駅構内柱モニターに最賃画像を放映し、行き交う大多数に周知 ※2/27～3/12
東京駅 全国有数の乗降客を誇る駅(丸の内側改札内北口から中央口、南口にかけて10柱16面に展開)
恵比寿駅 渋谷に次ぐ若者の街であり、多数の飲食店が存在(西口改札外3柱8面に展開)
- ・スカイツリータウン全55モニター(押上駅・スカイツリー駅を含む)に最賃画像を放映
- ・地方自治体「ゆるキャラ」入りのクリアファイルを約2万枚制作し、都内大学・短大の新入生に配布

市区町村と連携したオリジナルポスター・リーフレット

厚生労働省
Safe work TOKYO

森っこサンちゃん
あらいみ
あら坊
稲城なしのすけ
あんごさん
びびひん
キラリ
わさびー
未来ちゃん 守くん
おがしろう・メグロー
あいらっずん
新宿シンちゃん
安安丸
としま ななまる
たしかめたん

東京のみんなのために みんなの東京のために
東京都 最低賃金
932円 (時間額)
平成28年10月1日から
～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～

最低賃金に関するお問い合わせは東京労働局賃金課または最寄りの労働基準監督署へ
業務改善助成金のご相談は 東京都最低賃金総合相談支援センターへ 0120-311-615

厚生労働省
東京都最低賃金総合相談支援センター

バス車内広告

森っこサンちゃん
あらいみ
あら坊
稲城なしのすけ
あんごさん
びびひん
おがしろう・メグロー
わさびー
未来ちゃん 守くん
キラリ
あいらっずん
新宿シンちゃん
安安丸
としま ななまる
ねり丸
はむりん
おがしろう・メグロー
ふちゆこま
たっけー☆

東京のみんなのために みんなの東京のために
東京都 最低賃金
932円 (時間額)
平成28年10月1日から
～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～

最低賃金に関するお問い合わせは東京労働局賃金課または最寄りの労働基準監督署へ
業務改善助成金のご相談は 東京都最低賃金総合相談支援センターへ 0120-311-615

厚生労働省
東京都最低賃金総合相談支援センター

ラッピングバス



5 迅速・適正な労災補償の実施

(1) 労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求について、迅速な事務処理を行うとともに、認定基準に基づいた適正な認定を実施。

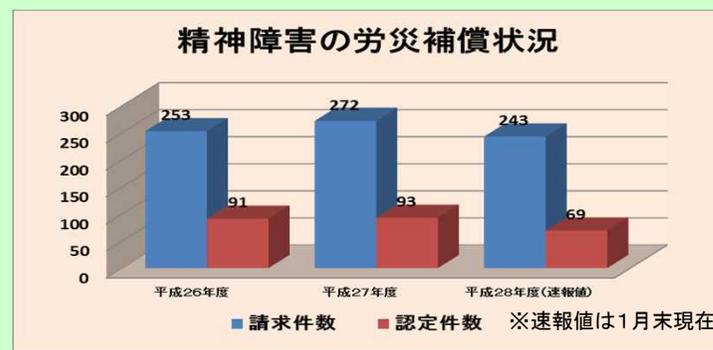
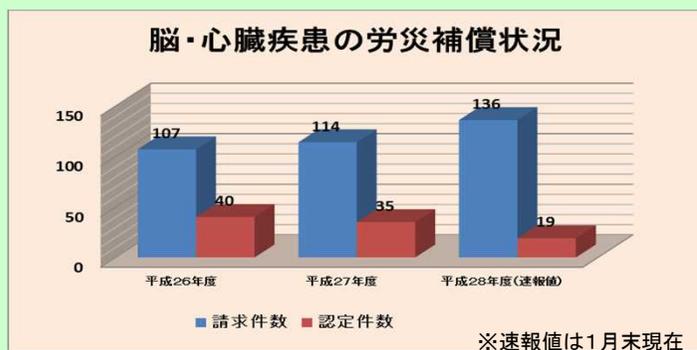
給付決定件数(平成28年4月～平成29年1月)

給付の種類	件数(件)	昨年同期比
療養(補償)給付	330,850	2.87%
休業(補償)給付	35,866	△3.14%
障害(補償)給付(注)	37,537	△1.07%
遺族(補償)給付(注)	41,566	0.24%

(注)年金給付含む

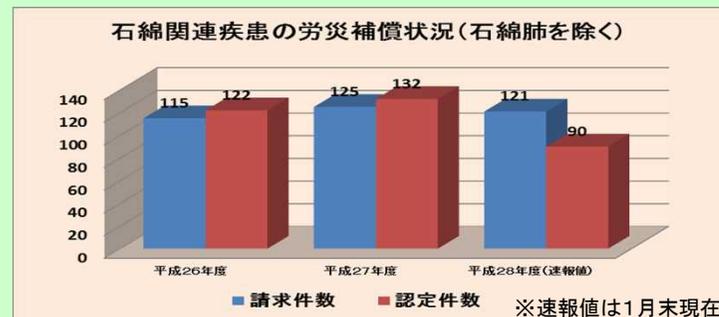
(2) 脳・心臓疾患事案及び精神障害事案に係る適正な処理

脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災請求事案については、各認定基準等を的確に運用し、調査完了時期を設定した上で、効率的・効果的な調査を実施。



(3) 石綿関連疾患の給付請求事案に係る的確な対応

- ・ 石綿ばく露作業従事歴などの効率的な調査を行い、認定基準に基づいて適正な決定を実施。
- ・ がん診療連携指定病院等(累計63医療機関)を訪問し、受診者に対する労災請求勧奨を依頼。
- ・ 認定事業場(石綿肺認定事業場を含む136事業場)に対して退職労働者等へ労災補償制度の周知等を文書で依頼。



平成29年度の取組

- 1 労災保険の各種保険給付請求について、迅速な事務処理を実施するとともに、認定基準に基づく適正な認定を実施する。
- 2 脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災請求事案について、調査計画に基づく効率的かつ効果的な調査を実施するとともに、認定基準に基づく的確な労災認定を実施する。

1 マッチング機能の更なる充実・強化

(1) 平成28年度(4月～1月)における職業紹介業務取扱状況

- ・就職件数は、109,718件(達成率95.0%)
- ・充足数は、148,387件(達成率97.8%)

(2) 求人者サービスの充実・強化

求人者ニーズの的確な把握、求人内容の適法性・正確性の確認や仕事内容についての記載の充実による分かりやすい求人票の作成、求職者の応募先の選定に役立つ事業所画像情報の収集、求人内容に応じた都内ハローワークや他県ハローワークとの連携等、求人充足に向けた取組みを実施。

加えて、早期の充足が見込まれる求人については、求人公開前までに対象となる求職者をあらかじめ選定し、求人公開後速やかに職業紹介に結び付けるなど、早期マッチングをより意識した取組を実施。

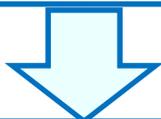
また、充足をより意識し、求職者ニーズの高い職種等を確保するための計画的・戦略的な求人開拓を実施するとともに、一定期間経過時点で未充足となっている求人に対して求人条件の緩和を積極的に働きかけるなど、求人の充足につなげていく取組を実施。

(3) 求職者サービスの充実・強化

求職者ニーズの的確な把握や、求人情報提供端末の利用者に対する積極的な声掛けによる窓口への誘導・職業相談を実施。

また、求人部門で充足対策を意識し選定した求人や、職業相談部門から見て選定した求人などを活用して、職業相談窓口で積極的に提案し職業紹介を行うなど、積極的・能動的なマッチングを推進。

若年者及び雇用保険受給者については、早期就職に向け重点的に取り組むべき対象とし、担当者制での個別支援等を実施。



平成29年度の取組

年度目標の確実な達成

就職件数、充足数の年度目標の確実な達成に向け、積極的・能動的なマッチングを始めとする各種取組みを着実に実施する。

・広域的な連携

求人の充足に向けて、都内17ハローワークの連携はもとより、他県ハローワークも含めた連携を推進する。

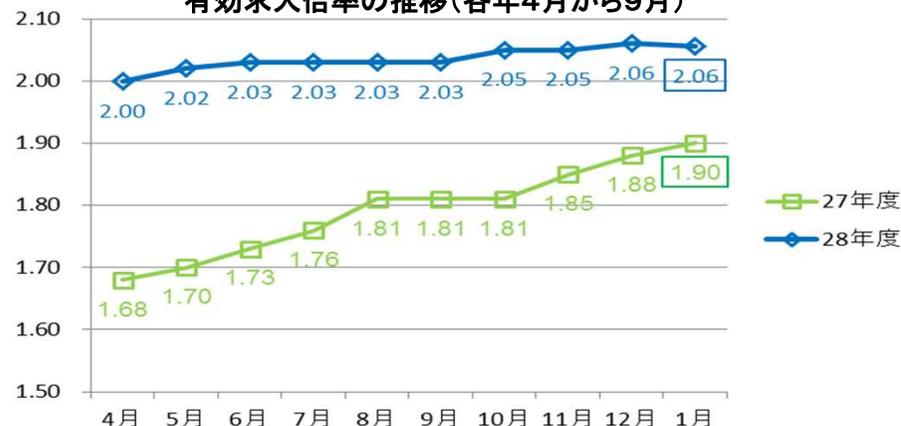
・雇用保険受給者等に対する早期再就職に向けた支援の徹底・強化

雇用保険受給者等に対し、受給資格決定時や初回認定時等の早い段階から求人票の提案を行う等、早期再就職に向けた支援を徹底、強化する。

平成28年度 職業紹介業務取扱状況(4月から1月)

	目標	実績値	達成率	前年同期	前年同期比
新規求職者数	394,072	394,254	100.0%	417,301	▲ 5.5%
紹介件数	928,092	863,024	93.0%	963,502	▲ 10.4%
就職件数	115,552	109,718	95.0%	120,022	▲ 8.6%
就職率(%)	29.3	27.8	▲ 1.5P	28.8	▲ 1.0P
新規求人数	1,244,167	1,272,091	102.2%	1,207,210	5.4%
充足数	151,720	148,387	97.8%	158,453	▲ 6.4%
充足率(%)	12.2	11.7	▲ 0.5P	13.1	▲ 1.4P

有効求人倍率の推移(各年4月から9月)



平成28年度 雇用保険受給者取扱状況(4月から1月)

	平成28年度	平成27年度	前年同期比
受給資格決定件数	108,818	116,440	▲6.5
受給者実人員(月平均)	37,375	40,927	▲8.7
再就職手当支給決定件数	30,879	32,822	▲5.9
就職件数	28,482	30,687	▲7.2
早期再就職件数(11月末現在)	30,802	32,144	▲4.2

最近の雇用失業情勢

【トピックス】

・平成29年1月の有効求人倍率(季節調整値)は2.05倍となり、前月より0.01ポイント低下した。23か月ぶりに前月を下回ったものの、10か月連続の2倍台となった。(昭和49年6月:2.04倍)

最近の雇用失業情勢 (平成28年1月～平成29年1月)

【東京労働局職業安定部】

項目 年月	① 新規求職者数	② 新規求人数	③ 月間有効求職者数	④ 月間有効求人数	⑤ 新規求人倍率		⑥ 有効求人倍率		⑦ 就職件数	⑧ 充足数	全 国		商 関 東	
					全 国	東京都	全 国	東京都			⑨完全失業者数	⑩完全失業率	⑪完全失業者数	⑫完全失業率
平成25年度	47,118 (▲7.9)	109,179 (12.5)	216,142 (▲7.2)	302,536 (14.7)	1.53 (0.21p)	2.32 (0.42p)	0.97 (0.15p)	1.40 (0.27p)	12,511 (▲0.4)	16,723 (▲1.3)	256 (▲24)	3.9 (▲0.4p)	78 (▲7)	4.1 (▲0.3p)
平成26年度	45,027 (▲4.4)	116,323 (6.5)	203,187 (▲6.0)	327,227 (8.2)	1.69 (0.16p)	2.58 (0.26p)	1.11 (0.14p)	1.61 (0.21p)	12,412 (▲0.8)	16,541 (▲1.1)	233 (▲23)	3.5 (▲0.4p)	68 (▲10)	3.5 (▲0.6p)
平成27年度	41,900 (▲6.9)	122,846 (5.6)	192,451 (▲5.3)	348,899 (6.6)	1.86 (0.17p)	2.93 (0.35p)	1.23 (0.12p)	1.81 (0.20p)	11,899 (▲4.1)	15,854 (▲4.2)	218 (▲15)	3.3 (▲0.2p)	65 (▲3)	3.3 (▲0.2p)
平成28年1月	40,328 (▲10.6)	130,290 (1.8)	173,294 (▲4.8)	352,869 (7.9)	2.01 [0.10p]	2.99 [-0.14p]	1.29 [0.01p]	1.90 [0.02p]	10,125 (▲9.8)	13,005 (▲10.6)	211 (▲20)	3.2 [-0.1p]		
2月	42,769 (▲3.8)	135,274 (17.5)	178,497 (▲5.3)	369,763 (9.7)	1.96 [-0.05p]	3.04 [0.05p]	1.29 [0.00p]	1.92 [0.02p]	10,810 (▲7.4)	14,528 (▲6.9)	213 (▲13)	3.2 [0.0p]	65 (▲2)	3.3 (▲0.1p)
3月	42,733 (▲10.3)	131,669 (5.8)	187,167 (▲6.1)	380,863 (8.9)	1.94 [-0.02p]	3.24 [0.20p]	1.31 [0.02p]	1.96 [0.04p]	11,958 (▲7.0)	17,268 (▲2.8)	216 (▲12)	3.2 [0.0p]		
4月	50,833 (▲11.6)	123,517 (5.5)	195,882 (▲7.8)	370,215 (10.0)	2.04 [0.10p]	3.18 [-0.06p]	1.33 [0.02p]	2.00 [0.04p]	12,556 (▲5.8)	16,995 (▲4.6)	224 (▲10)	3.2 [0.0p]		
5月	41,992 (▲2.6)	121,530 (17.1)	194,309 (▲6.8)	360,501 (11.3)	2.06 [0.02p]	3.31 [0.13p]	1.35 [0.02p]	2.02 [0.02p]	11,740 (▲7.7)	15,901 (▲4.0)	216 (▲8)	3.2 [0.0p]	65 (▲5)	3.3 (▲0.2p)
6月	41,071 (▲8.0)	131,796 (5.7)	191,196 (▲6.9)	362,338 (9.4)	2.03 [-0.03p]	3.32 [0.01p]	1.36 [0.01p]	2.03 [0.01p]	11,985 (▲7.2)	16,420 (▲5.2)	210 (▲14)	3.1 [-0.1p]		
7月	37,716 (▲10.7)	122,677 (▲0.3)	185,188 (▲7.3)	359,768 (6.7)	2.03 [0.00p]	3.20 [-0.12p]	1.37 [0.01p]	2.03 [0.00p]	11,217 (▲11.2)	15,188 (▲8.4)	203 (▲19)	3.0 [-0.1p]		
8月	37,218 (▲2.5)	124,193 (5.4)	181,592 (▲6.6)	360,677 (5.3)	2.07 [0.04p]	3.16 [-0.04p]	1.37 [0.00p]	2.03 [0.00p]	10,468 (▲9.8)	14,206 (▲6.1)	212 (▲13)	3.1 [0.1p]	61 (▲3)	3.1 (▲0.2p)
9月	39,706 (▲1.0)	135,183 (12.1)	180,582 (▲5.3)	367,210 (6.9)	2.10 [0.03p]	3.33 [0.17p]	1.38 [0.01p]	2.03 [0.00p]	10,827 (▲8.2)	14,870 (▲5.3)	204 (▲23)	3.0 [-0.1p]		
10月	40,655 (▲11.3)	132,464 (▲0.6)	182,198 (▲6.5)	375,787 (5.4)	2.11 [0.01p]	3.23 [-0.10p]	1.40 [0.02p]	2.05 [0.02p]	11,274 (▲10.8)	15,025 (▲10.2)	195 (▲13)	3.0 [0.0p]		
11月	34,607 (▲0.5)	126,547 (3.4)	177,794 (▲5.5)	376,906 (4.8)	2.15 [0.04p]	3.34 [0.11p]	1.41 [0.01p]	2.05 [0.00p]	10,563 (▲8.8)	14,447 (▲6.6)	197 (▲12)	3.1 [0.1p]	63 (3)	3.2 (0.1p)
12月	29,052 (▲4.8)	120,889 (5.7)	166,410 (▲5.7)	364,451 (3.5)	2.19 [0.04p]	3.42 [0.08p]	1.43 [0.02p]	2.06 [0.01p]	9,811 (▲8.2)	13,240 (▲6.2)	193 (▲11)	3.1 [0.0p]		
平成29年1月	41,404 (2.7)	133,295 (2.3)	167,701 (▲3.2)	367,824 (4.2)	2.13 [-0.06p]	3.06 [-0.36p]	1.43 [0.00p]	2.05 [-0.01p]	9,277 (▲8.4)	12,095 (▲7.0)	197 (▲14)	3.0 [-0.1p]		5月10日 公表予定

注 ①②③④⑦⑧欄は、東京都の数値で原数値である。また、⑤⑥⑩欄の各月分は季節調整値であり、年度分及び年分は原数値である。(季節調整値は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)により、毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われる。)

2 各欄の()内は、前年との比較(増減数・比率)であり、⑤⑥⑩欄の各月分の[]内は、前月との比較(比率)である。

3 新規・有効求人数、新規・有効求職者数、就職件数、充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含んだ数値である。

4 ⑩⑫欄は、南関東〔東京、埼玉、千葉、神奈川〕及び全国の年・四半期の数値で原数値である。

5 ⑨～⑫欄の各月・四半期・年・年度の数値については、平成22年国勢調査結果を基準とする新基準で遡及集計した数値である。詳細については総務省統計局「労働力調査」を参照のこと。

6 年度の①②③④及び⑦⑧の数値は、平均値である。

2 正社員転換・待遇改善等の推進

(1) 非正規雇用労働者の正社員転換や処遇改善の推進

- ・東京労働局正社員転換・待遇改善実現本部」において策定した「正社員転換・待遇改善実現プラン ～東京5か年計画～」に基づき実施
- ・非正規雇用労働者の企業内での正社員転換や人材育成、処遇改善などの取組を促進するため、定期的に事業主向け説明会を開催して、「キャリアアップ助成金」の積極的な活用を促進
- ・「トライアル雇用奨励金」の活用を促し、フリーター、ニート等の正社員就職を促進
- ・わかものハローワークにおいて、フリーター等に対する キャリアコンサルティングを通じた職業訓練への誘導・あっせん機能の強化

(2) 「多様で安心できる働き方」の普及等による非正規雇用労働者のキャリアアップ支援

- ・職務・勤務地・勤務時間を限定した「多様な正社員」の普及・拡大を図るため、局において企業向けセミナーを実施
- ・改正パートタイム労働法の積極的な周知・啓発

(3) 正社員就職のための支援

- ・わかものハローワーク及び各ハローワークのわかもの支援窓口において、一人ひとりのニーズに応じた支援メニューを提供
- ・ハローワークを利用して就職が決定した者等を中心として職場定着支援を実施
- ・フリーター等の現状について、学校段階からの学生・生徒に対する周知・広報を行い、若者の安定就労の意欲を喚起

【平成28年4月から29年1月末までの正社員就職件数】

目標件数	実績	進捗率
57,170	50,501	88.3%



平成29年度の取組

- ・「正社員転換・待遇改善実現プラン ～東京5か年計画～」、「平成28年度東京都雇用対策協定に基づく事業計画」等に基づき積極的な業務を推進

【福祉分野】

- ・都内6か所に設置しているハートフルワークコーナーを中心とした、きめ細やかな職業相談、求人充足に向けたコンサルティング支援、介護労働安定センターと連携した雇用管理改善支援を実施
- ・積極的な面接会（ツアー型面接会含む）、各種セミナー等の開催
- ・11月11日介護の日に合わせ、11月を「福祉人材確保重点実施期間」とし、集中的に求職者セミナー、ツアー型面接会、管理選考等を実施
- ・東京都福祉人材対策推進機構の専門部会、介護労働安定センター主催の「介護労働懇談会」への参加による周知・啓発の実施
- ・委託事業「介護分野における雇用管理改善推進事業」により、「魅力ある職場づくり」への意識底上げと介護人材の確保を図る。

【建設分野】

- ・「建設人材確保プロジェクト」の重点化による人材不足が顕著な分野を特化した専門窓口の設置
- ・雇用管理改善促進事業の効果的な運営を図るため、周知・広報の強化を図る

3 人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善

(1) 福祉分野

- ・福祉分野の専門窓口「ハートフルワークコーナー」を都内6か所に設置のうえ、担当制によるきめ細やかな職業相談・紹介、求人票だけでは分からない情報（施設等の画像情報、経営理念、入職後のキャリアパス、働く人の声など）の提供によるマッチング強化
- ・求職者の掘り起しを目的とした各種セミナーの開催や事業所の見学と面接をセットにした「ツアー型面接会」を実施
- ・求人者に対しては、求人充足に向けた条件の見直しなどのコンサルティング支援を実施
- ・東京都ナースプラザとの連携による求職・求人情報の共有化、東京都福祉人材センターとの連携による求職情報の共有化事業を実施
- ・東京都及び関係機関との連携や共催によるセミナーや面接会、11月11日介護の日に合わせ「介護就職デイクシ就職フェア」などを開催
- ・東京都福祉人材対策推進機構への参画と当該機構の運営協議会・専門部会での人材確保を協議、介護労働安定センターが主催する「介護労働懇談会」への参加による周知・啓発を実施

(2) 建設分野

- ・都内3カ所のわかものハローワーク（渋谷・新宿・日暮里）及びハローワーク飯田橋に建設業のイメージアップを狙った情報発信ブースを設置
- ・建設事業主向けセミナーの開催、業界セミナーをセットにした面接会の実施
- ・（一社）東京建設業協会をはじめとした建設業団体との連携による周知啓発
- ・「建設労働者確保育成助成金」等関連助成金制度の周知

(3) 人手不足分野における雇用管理改善の取組

- ・介護及び建設分野において、「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（啓発実践コース）」を（公財）介護労働安定センター東京支部、株式会社労働調査会に委託し、雇用管理改善啓発セミナーの開催と雇用管理アドバイザーによる普及・啓発（個別支援）等の実施
- ・「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業」を（公財）介護労働安定センターに委託し、先進的な取組みを行っている事業所の事例紹介、課題等のモデル調査及びコンサルティングを実施
- ・（公財）介護労働安定センター東京支部が実施する雇用管理改善に係る「専門家による無料相談事業」への誘導や各種助成金の案内、求人募集に係る相談援助等を実施



正社員転換・待遇改善実現プラン～東京5ヶ年計画～

計画期間等

非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を加速させるための計画（平成28年4月～平成33年3月の5ヶ年）を策定し、各種の取組みを強力に推進する。

取組目標

(1) 正社員転換等について

目標

- ハローワークによる正社員就数：348,000人（平成28-32年度累計）
- ハローワークにおける正社員求人数：3,030,000人（平成28-32年度累計）
- 学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職件数：102,000人（平成28-32年度累計）
- 学卒者向け公共職業訓練の正社員就職率：75%
- ハローワークの職業紹介により、正社員に結びついたフリーター等の件数：170,000人以上（平成28-32年度累計）
- 無期雇用派遣の増加：現状の比率から10パーセントポイント増
- 紹介予定派遣の増加：全事業所の10%
- キャリアアップ助成金を活用して有期契約から正規雇用等に転換した労働者の数：23,000人（平成28-32年度累計）
- パートタイム労働法第13条（正社員転換措置）の履行確保のための情報提供の件数：1,000件（平成28-32年度累計）
- 短時間正社員制度導入マニュアルの周知件数：500件（平成28-32年度累計）

(2) 待遇改善について

目標

- ユースエール認定企業の数：100社（平成28-32年度累計）
- 「パートタイム労働者活躍企業宣言サイト」の周知件数：600社（平成28-32年度累計）

正社員就職数向上に向けたオール東京の取組

● 正社員求人への応募勧奨 (所内掲示及び検索機トップ画面の活用)

優良求人の確保と
早期充足の徹底

連携による
マッチング
強化

正社員希望求職者の
取込みと積極的支援

● 充足可能性の高い職種の人開拓
求人者支援員が管内優良企業を重点的に開拓

● ミニ面接会の定期的な開催
充足可能性の高い職種によるミニ面接会の定期的な開催によるマッチング強化

● マッチング対象求人への早期充足
未充足にしないための、オール東京求職者からの積極的な選定、能動的マッチング

● 相談窓口への積極的な誘導
自己検索機の利用だけで帰さず、相談・紹介・採用へつなげるための誘導強化

● 正社員希望求職者の取込み徹底
早期あっせん・マッチング・個別支援対象者として積極的に取込み、取りこぼさない

● プラス1紹介・提案型紹介
求職者ニーズに沿ったプラス1紹介・提案型紹介の実施による、リピート率の強化

4 地方公共団体と一体となった雇用対策の推進

(1) 東京労働局と東京都との連携

東京都と連携・協力して実施する取組等について、東京都雇用対策協定 に基づき、毎年度事業計画を策定するとともに、非正規雇用労働者の増加や福祉分野の人材不足などの地域の課題に対し、機動的かつ総合的な雇用対策を実施。

(2) ハローワークと基礎自治体との連携

- ・地域雇用問題連絡会議(22区26市1町と41回開催)

- ・「労働局と地方公共団体との雇用対策協定」に基づく一体的実施の推進(18区4市25箇所で開催)

区市町村からの提案をもとに、ハローワークが行う無料職業紹介等と区市町村が行う業務を協定に基づき一体的に実施することで、地域の求職者の利便性の向上と就職促進を図る。

- ・生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

生活保護受給者等を含めた生活困窮者の就労支援の充実・強化を図るため、各ハローワーク等に就職支援ナビゲーターを配置し、担当制による個別支援等を実施するほか、定期的な巡回相談の実施等により福祉事務所等へ早期にアプローチする取組みや労働局と地方公共団体との雇用対策協定による地方公共団体へのハローワークの常設窓口の設置を拡大する。さらに、「生活困窮者自立支援法」に基づく支援対象者に対する相談支援を実施する相談機関との連携を更に深め、早期就労に向けたきめ細かい相談支援サービスを実施する。

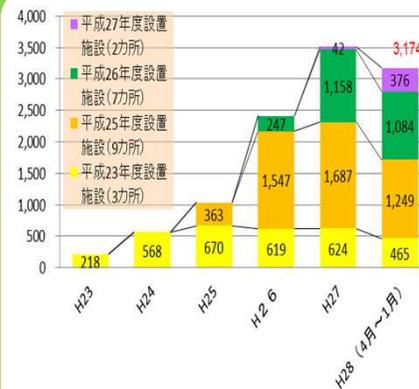
- ・ふるさとハローワークの運営(5区10市1町16箇所で開催)

ハローワークが原則として設置されていない地域において、当該区市町村と連携して設置・運営する「ふるさとハローワーク」を通じ、地域住民の利便性の向上と一層の就職促進に努めるとともに、区市町村と連携した就職面接会等の積極的開催等を通じ、緊密な信頼関係の構築に努める。

平成29年度の取組

- ・東京都雇用対策協定に基づく事業計画を実施。
- ・ハローワークの職業紹介と地方公共団体の相談業務等を1か所で行う「利用者の視点に立っての一体的実施」を継続的に展開。
- ・地域の利便性向上を図るふるさとハローワークの運営
- ・地方版ハローワークの創設に係る特定地方公共団体への支援

一体的実施事業取扱状況



生活保護受給者等を対象とした一体的実施施設の就職数の推移(全22カ所)



一般求職者を対象とした一体的実施施設の就職数の推移(全3カ所)

生活保護受給者等就労自立促進事業取扱状況(4月から1月)

目標数	実績値	達成率
6,128	6,438	105.1%

ふるさとハローワーク取扱状況: 就職件数(4月から1月)

目標数	実績値	達成率
10,533	10,580	100.4%

ハローワークと基礎自治体との連携による業務展開

ハローワークと基礎自治体が地域雇用問題連絡会議を通じ、それぞれの強みを発揮して、一体となった雇用対策を進めることで、地域住民サービスの更なる強化を目指します。

地域雇用問題連絡会議の開催

ハローワーク (17所) ↔ 連携事業の協議 ↔ 基礎自治体 (区市町村)

- 地域のニーズ・特性に応じ、国の労働政策の活用や地域の雇用就業施策との連携強化、共同事業の企画・運営等を協議
- 構成員
 - ・基礎自治体: 首長以下、幹部職員
 - ・ハローワーク: 所長以下、幹部職員
 - ・労働局: 局長以下、幹部職員
 - ・労働基準監督署
 - ・商工会議所他地域の経済団体、関係機関など
- 29.2.23現在、23区26市1町と38回開催

就職面接会等の共同開催(地域の経済団体とも連携)

- 就職面接会(若年者、高齢者、障害者)
- 福祉・保育のツアー型面接会
- 求職者向けセミナー
- 基礎自治体窓口への出張相談
- 基礎自治体からの事業所情報に基づく、求人開拓の実施
- 障害者の職業生活を含めた就職支援(チーム支援)

一体的実施事業の展開

- 基礎自治体の庁舎等に常設窓口を設置
- 完全予約制・担当者制で国の職員が対応
- 生活保護受給者等、若年者等に対して、基礎自治体の雇用支援事業や福祉から就労までの一体的支援等を展開

【生活保護受給者等対応型】

台東区 港区 大田区 世田谷区
新宿区 中野区 豊島区 板橋区
練馬区 北区 足立区 荒川区
墨田区 葛飾区 江東区 江戸川区
八王子市 町田市 府中市 調布市
(29.1.31現在16区4市で実施)

【一般対応型】

品川区 杉並区 江戸川区
(29.1.31現在3区で実施)

ふるさとハローワーク

ハローワークの関連施設を基礎自治体の求めに応じ、基礎自治体の庁舎等を活用し、職業相談・紹介を実施
(29.1.31現在5区11市町で実施)

世田谷区 目黒区 練馬区 北区
荒川区 日野市 昭島市 小平市
東村山市 東大和市 あきる野市
瑞穂町 西東京市 東久留米市
清瀬市 多摩市

HW庁舎外窓口

求職者の利便性の高い地域(駅前等)にハローワークプラザとして設置

大田区 板橋区 足立区 葛飾区
江戸川区 八王子市 立川市 調布市

求人情報オンライン提供

自治体の求めに応じ、ハローワークの求人情報を提供。

千代田区 中央区 文京区 台東区
品川区 渋谷区 目黒区 新宿区
杉並区 豊島区 葛飾区 あきる野市
稲城市
東京都産業労働局 福祉保健局

新規学卒者面接会等開催状況

(大学生等対象)

(高校生対象)

説明会	実施結果	面接会/説明会	実施結果
7月15日 企業説明会in青梅	参加企業数:12社 参加者:104人 説明数:210人	4月25日・26日 既卒者限定 合同就職面接会	参加企業数:50社 参加者:158人 面接数/就職数:323人/17人
7月15日 企業説明会in足立	参加企業数:24社 参加者:73人 説明数:177人	5月30日(東京都共催)既卒者限定 めざせ正社員面接会	参加企業数:69社 参加者:258人 面接数/就職数:541人/29人
7月22日 第1回高校生のための 企業説明会 in立川	参加企業数:40社 参加者:305人 説明数:867人	6月18日 東京新卒応援HW 合同就職面接会	参加企業数:50社 参加者:272人 面接数/就職数:610人/36人
7月26日~28日 企業説明会in新宿	参加企業数:75社 参加者:1,053人 説明数:2,932人	7月20日 HW池袋 新卒応援合同企業 説明会	参加企業数:6社 参加者:32人 説明数/就職数:63人/5人
10月7日 企業説明会in青梅	参加企業数:9社 参加者:17人 説明数:47人	8月4日・5日 中小企業の魅力発見 新規大卒者等合同企業 説明会	参加企業数:57社 参加者:184人 説明数/就職数:544人/7人
10月14日 企業説明会in足立	参加企業数:15社 参加者:47人 説明数:142人	9月1日(東京都共催) 第1回新規大卒者等 合同就職面接会	参加企業数:170社 参加者:677人 面接数:1,595人
10月25日~27日 第2回高校生のための 企業説明会 in新宿	参加企業数:102社 参加者:273人 説明数:603人	9月27日 八王子新卒応援HW 新規大卒者等就職面 接会	参加企業数:15社 参加者:69人 面接数:151人 (甲府新卒HW共催)
1月20日 第3回高校生のための 企業説明会 in新宿	参加企業数:22社 参加者:36人 説明数:121人	10月6日・7日 東京新卒応援HW 合同就職面接会	参加企業数:50社 参加者:306人 面接数:612人
		10月12日 HW池袋 新卒応援合 同就職面接会	参加企業数:6社 参加者:20人 面接数:40人
		11月1日(東京都共催) 第2回新規大卒者等 合同就職面接会	参加企業数:88社 参加者:325人 面接数:513人
		12月14日・15日 東京新卒応援HW 合同就職面接会	参加企業数:50社 参加者:266人 面接数:563人
		2月2日(東京都共催) 第3回新規大卒者等 合同就職面接会	参加企業数:169社 参加者:475人 面接数:1,128人
		2月22日・23日 まだ間に合う4月入社! 面接会	参加企業数:197社 参加者:596人 面接数:1,558人

5 若者に対する就職支援

(1)新規学校卒業予定者、未就職卒業者に対する就職支援等

ア 新規学校卒業予定者の求人開拓等の徹底

都内事業主団体等に対する求人要請及びハローワークを挙げて、求人開拓を実施。

イ 新規高等学校卒業予定者に対する就職支援の強化

各ハローワークでは、管内の高校等と連携し、職業ガイダンス、職場見学、面接指導等の就職支援を実施。企業説明会の開催。

【平成29年1月末現在】

	① 卒業 予定者数	② 求職者数	③ ②のうち 就職 決定者数	④ 求人数	⑤ 求人倍率(倍) (④/②)	⑥ 就職内定率(% (③/②)
	109,493	6,464	5,776	44,160	6.83	89.4%
	2.0%	▲1.6%	▲2.0%	11.4%	0.8P	▲0.4P
						2.0%

ウ 新規大学等卒業予定者に対する就職支援の強化

東京及び八王子新卒応援ハローワークを拠点とし、4カ所のサテライト(飯田橋・渋谷・池袋・立川)において、担当制による個別支援、大学との連携による支援、就職面接会の開催等による就職支援を実施。

エ 未就職卒業者の就職支援の強化

「未就職卒業生への集中支援2016」として、4月~6月末に徹底した個別支援を実施。

平成29年度の取組

・新規学卒求人の求人確保

ハローワークでは、未内定学生のマッチングに向け、更なる量的求人を確保するため、挙所体制により取り組む。

・未内定学生・生徒及び学校中退者への就職支援

学校と連携し、早期に内定が得られるよう「ひとりにしない」「あきらめさせない」支援を行う。また、中退後に就労を希望する者はハローワークへ誘導し、関係機関と連携した支援を行う。

・若者雇用促進法の周知

青少年雇用情報の提供制度、学卒求人不受理制度について、事業所、学校等への周知、啓発をあらゆる機会を捉えて行う。

・労働法制の知識の付与

職業生活に必要な労働法制の基礎的知識の重要性について、中学校・高等学校等に対し、積極的に周知、啓発を行い、学校の要望により講師派遣を行う。

(2) 若年者に対する就職支援

ア わかものハローワーク等による就職支援

不安定就労の長期化や職業知識・経験等の不足により、就職活動に課題や不安を抱える若者については、都内わかものハローワーク(渋谷・新宿・日暮里)及び各ハローワークに設置するわかもの支援窓口において、個別担当者制を中心とする対象者一人ひとりの態様に応じたきめ細かな就職支援を実施。

イ 職業能力開発施策の効果的活用

職業能力形成機会が不足している若年者については、その特性に配慮した各種職業訓練等の情報提供及び適切な受講あっせんを行うことで早期就職の実現に向けた支援を実施。

ウ 「若者ステップアッププログラム」によるフリーター等の就職支援の強化

フリーター等の就職支援に当たっては、若者ステップアッププログラムに基づき、セミナー・ジョブクラブ・書類作成・面接対策など各種の就職支援メニューを適宜組み合わせ、支援対象者個々の課題に応じた柔軟な対応による職業相談・職業紹介を実施。

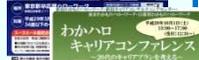
また、就職面接会・定着支援セミナー等の実施による正社員就職機会の提供、就職後の職場定着支援を実施。

【都内わかものハローワークでの就職支援状況(4月～1月)】

新規求職者	紹介数	HW紹介就職数
11,991	31,481	3,450

【フリーター等の就職状況(4月～12月)】

目標数	実績	達成率
25,781	24,784	96.1%



平成29年度の取組

・若者正社員就職応援キャンペーン期間の設定

フリーター等に対する正社員転換に係る意識啓発を図るとともに、若者の正社員就職の実現に向け、都内わかものハローワーク及びわかもの支援窓口が中心となって若者向け就職面接会・企業説明会・セミナー等を集中的に開催するキャンペーン期間を上期・下期)の年2回で実施する。また、キャンペーン期間中は、ユースエール認定企業及び若者応援宣言企業を対象とした面接会も積極的に開催することで企業と若者のマッチングの向上に努める。

・新規求職者確保に向けた周知・広報の強化

都内わかものハローワークにおけるSNSを活用した情報発信及びホームページ掲載内容の充実強化を図る。また、自治体・関係機関等に対する周知広報の協力依頼を改めて実施するほか、周知用ポスター等の作成による公共交通機関等への掲示や新聞広告等、新たな媒体を活用した周知広報の強化に取組む。

6 子育て中の女性やひとり親に対する就職支援

(1) マザーズハローワーク等における就職支援の充実

マザーズハローワーク・コーナーにおける担当者制によるきめ細やかな職業相談を行うなかで、個々の求職者の置かれている状況に応じた就職実現プランを策定し、早期就職を目指した就職支援を実施

また、仕事と子育ての両立しやすい求人への充実・確保など、求職者ニーズに応じた求人確保に努める。

【平成28年度4月から1月の取組状況】 ※ 担当者制による支援状況

対象者目標数	実績	進捗率	就職目標数	実績	進捗率
5,800	5,612	96.8%	5,133	5,122	99.8%

(2) ひとり親に対する雇用対策の推進

地方公共団体やNPO法人等との連携により、マザーズハローワークにおける支援内容等の情報発信や支援を必要とする者の把握に努めるものとする。

また、各自治体のひとり親を支援する担当部署や生活保護や児童扶養手当の担当部署等と連携のもと、マザーズハローワークの支援内容等を説明のうえ、マザーズハローワークにおける支援が効果的であると思われる者について、担当者制による支援等により就職支援を実施する。

【平成28年度4月から1月の取組状況】 ※ ひとり親等の就職状況

新規求職者数	就職件数	就職率
10,980	3,627	33.0%

※ 記載の数字は28年8月現在

平成29年度の取組

・マザーズハローワークにおいては、より一層の利用者拡大を図るため、積極的な取材受入れによるメディア利用やSNSを活用するなど、周知・広報を更に推進する。

・引き続き、求職者ニーズに応じたきめ細やかな職業相談の実施、託児付きセミナーの実施、区市町村と連携した出張セミナー及び保育関連情報提供の充実等を図る。

・東京都が主催する女性の就業拡大イベントと併せ、仕事と子育て両立支援合同就職面接会を共催し、子育て中の女性やひとり親等に求人事業主との面接機会の提供と就職促進を図る。

・子育て中の女性等に労働条件や託児施設等配慮された求人(マザーズ求人)の確保や、子育て女性等を対象としたリカレント(学び直し)プログラムの修了生に対する支援強化を図る。

新卒応援ハローワーク・わかものハローワーク・マザーズハローワーク

わかものハローワーク

- ▶ 個別担当者制による職業相談・紹介
- ▶ 自己理解・応募書類作成・面接対策・ビジネスマナー・コミュニケーション等の各種セミナー開催
- ▶ 求人閲覧、適職診断、応募書類作成、企業情報収集等の各コーナー設置
- ▶ ミニ就職面接会の開催等
- ▶ LINE@、Facebookでの情報発信



適職診断専用
パソコン

ジョブクラブ（就活応援塾） **おすすめ！**

正社員経験が浅い方が、同じ悩みや目的をもった仲間とのグループワーク等を通じて、自己を見つめ直し、就職を実現する力を培うセミナー

- ☆ 短期集中のカリキュラム
- ☆ 修了生の就職は約9割が3か月以内に実現！



グループワークの様子

都内わかもの
ハローワーク

所名	設置施設
渋谷	東京わかものハローワーク
新宿	新宿わかものハローワーク
足立	日暮里わかものハローワーク

わかものハローワークの他、都内17ハローワークに「わかもの支援窓口」を設置

新卒応援ハローワーク

- ▶ 予約担当者制による職業相談・紹介 **おすすめ！**
- ▶ 本番さながらの模擬面接の実施 **おすすめ！**
- ▶ 求人閲覧、企業情報収集、内定者の就活報告等の各コーナー設置
- ▶ 自己理解・応募書類作成・面接対策・ビジネスマナー・グループディスカッション等の各種セミナー開催
- ▶ 合同就職面接会、合同会社説明会の開催等
- ▶ LINE@、Twitterでの情報発信



個別相談

模擬面接



セミナーの様子

新卒応援ハローワーク

所名	設置施設
新宿	東京新卒応援ハローワーク
八王子	八王子新卒応援ハローワーク

▶ 予約担当者制によるきめ細やかな就職支援

子供と一緒に
じっくり相談



▶ 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保と事業所情報の収集・提供 **おすすめ！**

▶ 託児付きセミナー・パソコン講習の開催 **おすすめ！**

チャイルドコーナーは
見守り監視員を配置



▶ 自治体等との連携による保育サービス関連情報の提供

マザーズハローワーク



都内マザーズハローワーク

所名	設置施設(マザーズ)
渋谷	マザーズハローワーク東京
足立	マザーズハローワーク日暮里
立川	マザーズハローワーク立川
大森	マザーズコーナー
池袋	マザーズコーナー
木場	マザーズコーナー
八王子	マザーズコーナー
町田	マザーズコーナー
府中	マザーズコーナー

7 高齢者雇用対策の推進

(1) 高齢者雇用確保措置状況【平成28年6月1日現在】

確保措置実施企業割合は99.5% (前年比0.1P増加)

(2) 希望者全員が65歳まで働ける企業等の普及促進

希望者全員が65歳まで働ける企業の割合は68.9% (同2.0P増加)

(3) 高齢者の就職状況(4月～1月)

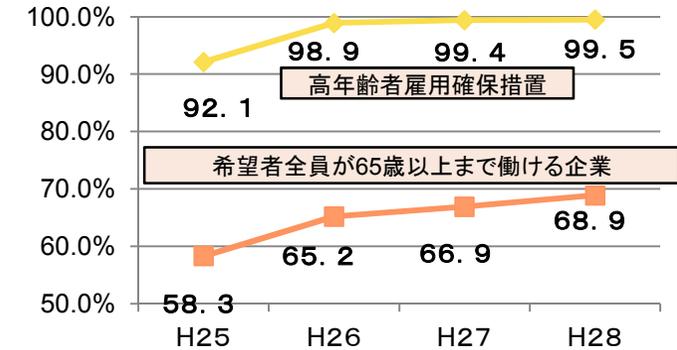
高齢者職業紹介状況(60歳以上)

- ・新規求職者 68,838 (前年同期比1.0%増加)
- ・紹介件数 121,459 (同0.8%減少)
- ・就職件数 20,378 (同2.7%減少)

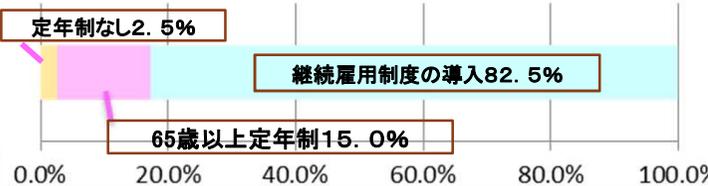
継続的な取組

- ・未実施企業に対する個別指導援助の徹底による高齢者確保措置の完全実施
- ・希望者全員が65歳以上まで働ける企業の拡大
- ・担当者制等によるきめ細かい就職支援 (高齢者就労総合支援事業等の効果的な活用)

雇用確保措置実施企業割合の推移(31人以上企業)



雇用確保措置の内訳



8 障害者雇用対策の推進

(1) 障害者雇用状況【平成28年6月1日現在】

①民間企業における実雇用率は1.84% (前年比0.03P増加)

②法定雇用率達成企業割合33.2% (同1.1P増加)

(2) 障害者の雇用機会の拡大(4月～1月)

①障害者職業紹介状況

- ・新規求職者 16,632 (前年同期比2.6%増加)
- ・就職件数 5,890 (同3.5%増加)

②ハローワークを中心とした「チーム支援」を活用した雇用機会の拡大

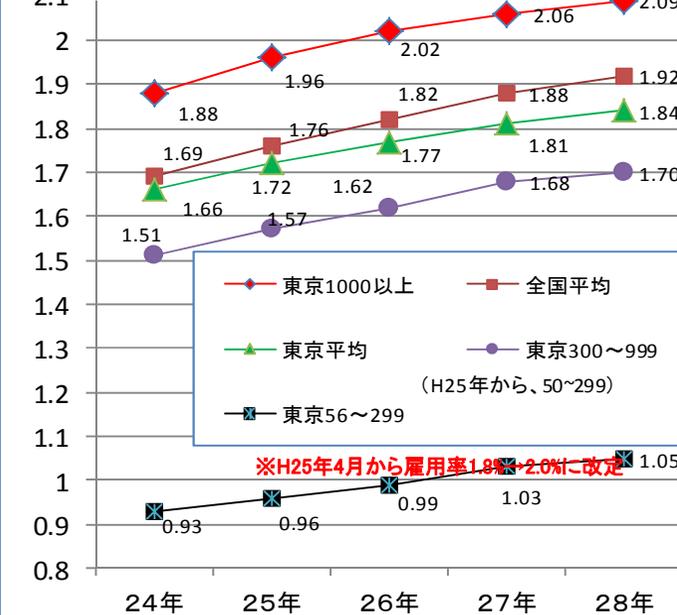
- ・対象者数 7,538 (同23.2%増加)
- ・就職件数 2,571 (同4.8%増加)

(3) 障害者差別禁止・合理的配慮提供義務の円滑な施行

継続的な取組

- ・企業の雇用課題に対応した提案援助型の企業指導
- ・中小企業への支援等の強化や地域の就労支援の更なる強化
- ・求職障害者の取込みとマッチング支援の強化
- ・「障害者差別禁止及び合理的配慮提供義務」の履行確保のための確実な取組と継続的な周知・啓発

規模別実雇用率の推移(民間企業)



9 職業訓練の効果的な活用による就職支援

(1) 地域における職業訓練ニーズを踏まえた適切な訓練計画の策定

東京都及び独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部と緊密な連携を図り、地域の求人・求職者ニーズを踏まえた公的職業訓練の一体的訓練計画を策定する。

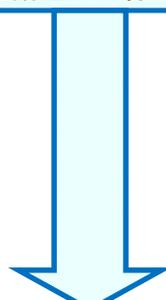
(2) 公的職業訓練、求職者支援訓練による能力開発及び就職支援

職業相談の過程で、職業訓練によって安定した就職への可能性が高まる者を主体的に誘導し、職業訓練窓口でキャリア・コンサルティングを行い適切な職業訓練にあつせんする。

このため、都内各ハローワークにおいて職業訓練制度に係る説明と訓練実施機関によるガイドを併用したセミナーを開催。

また、職業訓練を必要とする求職者の利用が多いと見込まれる「わかものハローワーク」「マザーズハローワーク」には、的確な情報提供と職業訓練への確実な誘導を行うため、職業訓練窓口を設置する。

訓練受講者に対しては、訓練中から修了後まで個別担当制による提案型職業紹介を徹底するほか、訓練受講生が応募可能な求人の確保に努める。



平成29年度の取組

【東京都雇用対策協定に基づく取組み】

- ①地域の人材育成ニーズを効率的かつ的確に把握し、訓練計画の策定等に活用するため、東京都及び独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部と連携し、調査を実施する。
- ②公共職業訓練(施設内訓練)修了者の未就職者情報の共有化を図り、訓練受講中からハローワークの支援に繋げる取組みを実施する。
- ③公共職業訓練(委託訓練)受講生すべてを訓練最終月に設定されている「就職活動日」にハローワークへ誘導し、マッチング支援に効果的に繋げる取組みを実施する。
- ④就職支援については、②、③の取組み等を基にミニ面接会、ツアー面接会等を各ハローワークで定期開催することにより、紹介就職の実績向上に努める。

訓練上限数(計画数)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	前年比
公共訓練(施設内訓練)	4,905人	4,815人	4,745人	▲1.5
公共訓練(国委託訓練)	8,090人	8,050人	7,820人	▲2.9
公共訓練(都委託訓練)	1,855人	1,765人	1,910人	+8.2
求職者支援訓練	12,100人	9,540人	10,340人	+8.4

平成28年度の就職率

- 公共職業訓練 施設内 73.1% (目標80%) 委託 52.6% (目標70%)
- 求職者支援訓練 基礎 54.6% (目標55%) 実践 59.5% (目標60%)

※求職者支援訓練の就職率は、直近(平成29年2月14日現在)のデータであり確定値ではない。

公的職業訓練における受講申込状況

(29年1月末現在)

	公共職業訓練	求職者支援訓練	合計
平成27年度(4月～1月)	12,896	5,412	18,308
平成28年度(4月～1月)	11,560	3,747	15,307
対前年同月比	▲10.4	▲30.5	▲16.4

職業訓練制度に係るセミナー開催状況

	開催回数(回)	参加者(名)
職業訓練セミナー	165	3,756

職業訓練を通じた新たな就職支援の実施

(29年1月末現在)

	実施回数(回)	企業数(社)	参加人数(名)
ツアー型面接会	6	7	66
ミニ面接会(会社説明会含む)	23	32	234

10 外国人雇用対策の推進

(1) 留学生の国内就職支援の強化

東京外国人雇用サービスセンターを中心に、東京新卒応援ハローワーク及び大学等との連携の下、日本国内で就職を希望する外国人留学生に対し、積極的な職業相談・職業紹介に努める。また、留学生を対象とした就職面接会を開催するほか、大学等への出張ガイダンスやインターンシップの実施等により、日本国内での就職を希望する留学生を支援する。

(2) 専門的・技術的分野の外国人の就業推進

東京外国人雇用サービスセンターにおいて、個々の外国人求職者が持つ能力等を十分把握し、ハローワークのネットワークを最大限活用した求人情報の提供、職業紹介に努める。

(3) 定住外国人の就業推進

新宿外国人雇用支援・指導センターを始め、各ハローワークにおけるきめ細かい職業相談等により就職を支援する。また、外国人労働者に対する適切な雇用管理が期待できる求人積極的に開拓する。

(4) 外国人労働者の就業改善の推進

雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出の履行徹底を図るとともに、外国人労働者専門官を中心に、外国人指針に基づく事業主計画を計画的・機動的に実施する。また、外国人労働者問題啓発月間(6月)においては、関係機関と連携の上、周知・啓発活動を集中的に行う。

平成29年度の取組

平成29年度 第1回外国人留学生就職面接会(7月5日開催予定)

参加企業 約100社

・平成29年度 第2回外国人留学生就職面接会(10月開催予定)

3日間連続 参加企業 約45社

東京外国人雇用サービスセンター 業務取扱状況(4月～1月)

就職目標数	実績値	達成率
355	338	95.2%

新宿外国人雇用支援・指導サービスセンター 業務取扱状況(4月～9月)

就職目標数	実績値	達成率
1,625	1,664	102.4%

外国人雇用にかかる主な取り組み

■外国人労働者雇用管理セミナー

外国人材の活用促進を図るとともに、東京入国管理局・労働基準監督署とも連携の上、外国人労働者の雇用管理改善に関する啓発、情報提供を行った。

6月29日 日本教育会館にて開催：参加人数651人

■外国人留学生就職面接会

卒業後に日本での就職を希望する外国人留学生及び概ね卒業後3年以内の者を対象に開催

≪第1回開催 7月27日：新宿NSイベントホール≫

参加企業数110社 参加求職者数1,395人

≪第2回開催 10月12～14日：新卒応援ハローワーク≫

参加企業数66社 参加者求職者数1,566人（3日間合計）

≪第3回開催 1月25～27日：新卒応援ハローワーク≫

参加予定企業数47社 参加者求職者数1,267人（3日間合計）

11 計画目標数を定めた業務展開の推進

全ハローワークで共通する評価 (全所必須指標)

(1) 主要指標による評価(平成29年1月累計値)

ハローワークのマッチング機能に関する業務のうち、特に中核業務の成果を測定する指標に基づく評価(③は平成28年11月累計値)。

主要指標	28年度 目標数	実績値	進捗 割合
①就職件数(常用)	127,000件	98,727件	77.7%
②求人充足数 (常用)	167,200件	130,954件	78.3%
③雇用保険受給者の 早期再就職件数	46,000件	30,802件	67.0%

(2) 補助指標による評価(平成29年1月累計値)

ハローワークのマッチング機能に関する業務の質を測定する指標に基づく評価。
(④⑤については、平成28年12月累計値)

補助指標	28年度 目標数	実績値	取組 結果
①満足度調査 (求人者)	90%	96.8%	6.8P
②満足度調査 (求職者)	90%	95.7%	5.7P
③紹介成功率(常用)	10.6%	12.4%	1.8P
④求人に対する紹介率	26.2%	23.5%	▲2.7P
⑤求職者に対する紹介率	20.5%	18.9%	▲1.6P

※紹介成功率(常用)は、過去3年度平均が目標値。

ハローワークごとの重点的な取組の評価 (所重点指標・所重点項目)

(3) 所重点指標による評価(平成28年12月累計値)

ハローワークのマッチング機能に関する重要業務のうち、地域の雇用に関する課題等を踏まえ、ハローワークごとに重点として取り組む業務に関する指標に基づく評価。

所重点指標	28年度 目標数	実績値	進捗 割合
①生活保護受給者等の就職件数	7,760件	5,888件	75.9%
②障害者の就職件数	6,336件	5,432件	85.7%
③学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職件数	21,136件	17,866件	84.5%
④ハローワークの職業紹介により、正規雇用 に結び付いたフリーター等の件数	34,148件	24,784件	72.6%
⑤マザーズハローワーク事業における就職支援 を受けた重点支援対象者の就職率	88.6%	取組結果 93.0%	4.4P
⑥正社員求人数	630,713人	512,477人	81.3%
⑦正社員就職件数	68,523件	46,256件	67.5%
⑧介護・看護・保育分野の就職件数	14,100件	9,282件	65.8%
⑨建設分野の就職件数	4,201件	2,869件	68.3%
⑩生涯現役支援窓口での65歳以上の就職率	53.4%	取組結果 59.7%	6.3P

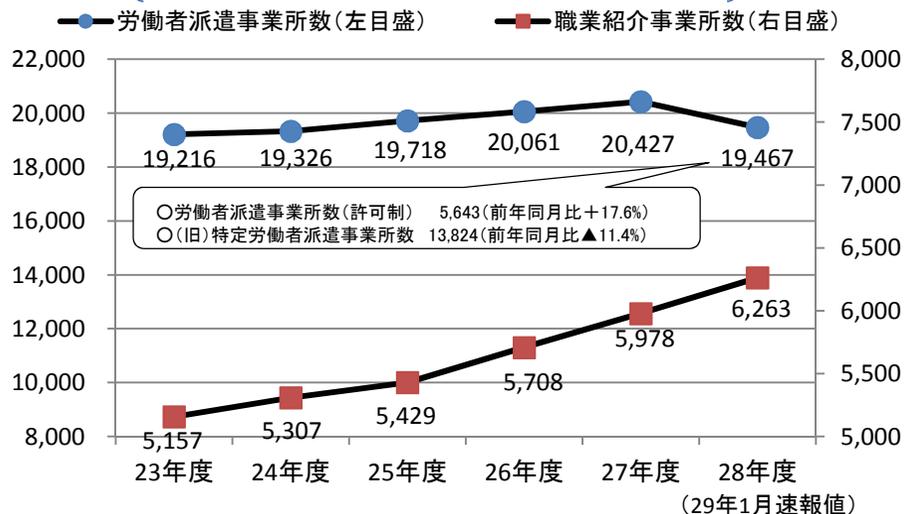
(4) 所重点項目に対する評価

中長期的なマッチング機能向上のための、職員の資質向上の取組や継続的な業務改善の取組等の実施状況を評価。

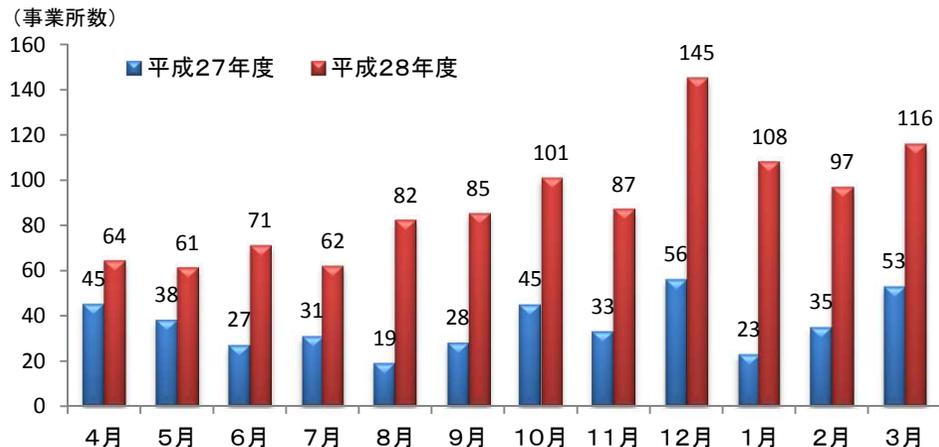
- ・ 職員による事業所訪問の実施
- ・ 求職者担当制の実施
- ・ 職員による計画的なキャリア・コンサルティング研修の受講
- ・ 好事例を導入した業務改善を実施 など

労働者派遣事業、職業紹介事業の指導監督等について

1 許可・届出の状況(東京局管内)



2 労働者派遣事業の新規許可数の推移(東京局管内)



3 法制度の周知、的確・厳正な指導監督の実施

【集団指導】(平成28年4月～29年1月実績)

対象	開催回数	出席人員
派遣元事業主	66	4,195
派遣先事業主	10	694
職業紹介事業主	40	1,802
労働者	9	264
その他(関係団体等)	13	929
計	138	7,884

※上記以、ハローワークが行う学卒求人申込説明会での集団指導(23回、4,506人)を実施

【個別指導監督】

	労働者派遣事業		職業紹介事業	
	28年4月～ 29年1月実績	対前年 同期比	28年4月～ 29年1月実績	対前年 同期比
実施事業所数	1,642	13.6%	617	18.4%
是正指導率	61.5%	▲16.5P	22.0%	6.9P

4 申告・相談への迅速・適切な対応

(1) 申告受理 8件 (平成28年4月～29年1月実績、前年同期 18件)

(2) 苦情・相談の状況(平成28年4月～29年1月実績)

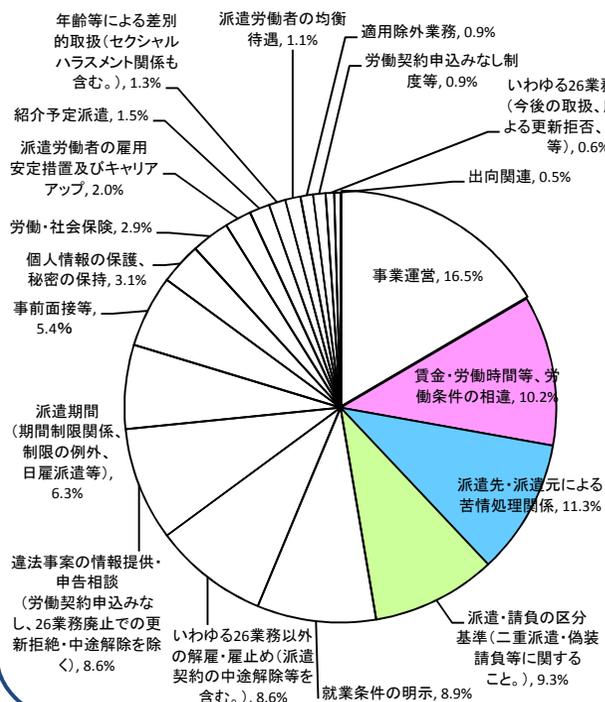
①労働者派遣事業

	件数	対前年同期比
計	90,638	5.2%
派遣労働者	1,511	24.6%
派遣元事業主	85,038	11.2%
派遣先	3,260	▲33.6%
その他	837	▲76.7%

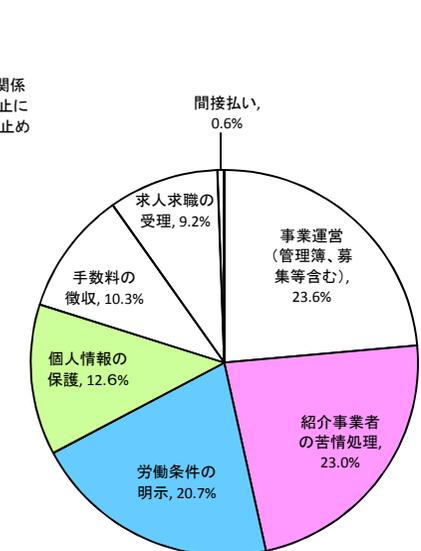
②職業紹介事業

	件数	対前年同期比
計	37,409	9.4%
求職者	144	73.5%
求人者	267	56.1%
職業紹介事業者	36,605	8.9%
その他	393	20.6%

派遣労働者からの苦情・相談の内訳



求職者からの苦情・相談の内訳



5 平成29年度の取組

1 法制度の周知

労働者派遣事業の適正な運営を確保するために、派遣労働者、派遣元事業主及び派遣先に対し、派遣法の積極的な周知及び指導を図る。

また、通常国会に提出されている職業安定法の改正法案が成立した場合、周知広報に取り組む。

2 労働者派遣事業者に対する指導監督の徹底

(1) 悪質な違反を行った事業主及び違反を繰り返す事業主に対する厳正な指導監督

(2) いわゆる偽装請負に対する厳正な対応

(3) 違反が多発する業界に対する集中的な指導監督

3 職業紹介事業者に対する指導監督の徹底

労働条件の明示、取扱い職種の範囲等の明示、帳簿書類の備付けなど適正な事業運営、不適正な手数料徴収や賃金の間接払い等について指導監督

4 労働者からの申告・苦情相談への迅速かつ適切な対応

派遣労働者等からの申告、苦情相談については、正確な内容の把握に努めるとともに、問題が認められる事案については、迅速かつ適切に対応する。

また、派遣労働者等に対しては、リーフレット等の配布や派遣労働者セミナーの開催により、法制度の周知に取り組む。

5 許可申請・届出の迅速な処理

労働者派遣事業、職業紹介事業の許可申請・届出の処理に当たっては、本社機能が集中している東京労働局における処理の重要性が高いことを十分認識し、迅速な処理を行う。

特に、経過措置期限である平成30年9月29日にむけて、旧特定労働者派遣事業から許可制へ移行する事業主からの申請が大幅に増加することが想定されることから、切替申請のための説明会等を通じ、早期の許可申請の勧奨を行うとともに迅速な審査業務に努める。

重点対策事項及びその取組状況

1 労働保険の未手続事業一掃対策の推進(28年度成立目標件数=9,000件)

第5次労働保険未手続事業一掃対策2か年計画(平成28~29年度)を策定

- (1) 厚生労働本省、局内関係部署、関係行政機関と連携した未手続事業の的確な把握
- (2) 労働保険加入促進委託業務に係る受託団体と連携した効果的な加入勧奨
- (3) 度重なる指導にもかかわらず成立手続を行わない事業主に対する職権成立の措置
- (4) 11月を「労働保険適用促進強化期間」と位置付け、東京労働局HP及び地方自治体の広報誌等への記事掲載、事業主団体・地方公共団体等への協力依頼など、広報活動の集中展開

2 労働保険料等の適正徴収(28年度目標収納率=27年度(99.18%)以上)

- (1) 年度更新の円滑な運営(平成28年度対象事業場数 約24万5千事業場)
- (2) 実効ある滞納整理(滞納事業主に対する納付督促の実施、納付督促後なお納付がなされない事業場に対する速やかな財産調査・差押え等の強制措置の実施など)
- (3) 効果的な算定基礎調査の実施
- (4) 口座振替制度・電子申請の利用促進

3 労働保険事務組合の指導等

- (1) 労働保険事務組合監査・指導計画に基づく個別指導及び集団指導の実施
年間監査計画：315件 ⇒ 2月末現在 328件(104.1%)実施
- (2) 適正な事務処理のため事務組合担当者を対象に研修会を実施(計3回)
- (3) 研修会及び関係団体の実施する説明会において、特別加入制度の周知を実施

平成29年度の取組

28年度に引き続き、以下の3本柱を重点的に実施

1 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

- 平成28年度より取り組んでいる「第5次労働保険未手続事業一掃対策2か年計画」に基づき、初年度における実績等も検証の上、より積極的・効果的な未手続事業の把握、加入勧奨、職権成立、広報活動等を推進する。

2 労働保険料等の適正徴収

- 引き続き、年度更新の円滑な運営、実効ある滞納整理、効果的な算定基礎調査の実施、口座振替制度・電子申請の利用促進等を推進し、労働保険料等の収納率の維持・向上を図る。

3 労働保険事務組合に対する指導等

- 引き続き、労働保険事務組合制度が十分機能し、その信頼を確保するため、労働保険事務組合に対する個別指導及び集団指導、事務組合担当者を対象とした研修会等を実施するとともに、様々な機会を通じ、労災保険特別加入制度の周知を図る。

未手続事業一掃対策の推進状況

	成立目標件数	成立件数	達成率
27年12月末	8,800 (年間目標)	5,511	62.6%
28年12月末	9,000 (年間目標)	6,368	70.8%
前年同期比	+200	+857	+8.2P
27年度末	8,800	8,818	100.2%
28年度末	成立目標件数=9,000件		

労働保険料 徴収決定及び収納状況

	徴収決定額 (億円)	収納済額 (億円)	収納率
28年1月末	8,883	6,397	72.02%
29年1月末	7,854	5,686	72.40%
前年同期比	△1,029	△711	+0.38P
27年度末	8,901	8,828	99.18%
28年度末	目標収納率= 平成27年度(99.18%)以上		

労働保険事務組合への委託状況(27年度末)

